

福島県発達障がい児
「気づきと支援」ガイドライン

平成24年3月
福 島 県

は じ め に

近年における母と子を取り巻く環境は、少子高齢化、核家族化、女性の社会進出、児童虐待の増加、子どもの心の問題の顕在化など大きく変化しています。

こうした中、発達障がいのある子どもたちの中には、家庭や保育所・幼稚園、さらには学校の中でうまく適応できず、その行動特性が周囲の理解を得られにくいこともあります。本人や家族のみならず集団そのものにも大きな問題を抱えてしまうという状況が明らかになってきています。

平成17年に施行された発達障害者支援法は、発達障がいの早期把握と、発達の支援に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、発達障がい者の自立及び社会参加を促進するための生活全般にわたる支援を行うことを目的としており、特に、乳幼児健康診査を行うに当たり、発達障がい児の早期把握に十分留意するよう明記されています。

さらに、市町村は保育の実施にあたっては、発達障がい児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮が必要であることも明記されています。

本県では、これまで、平成18年10月に「発達障がい者支援センター」を設置し、発達障がい児・者の診断、相談支援、発達支援、就労支援、広報・啓発活動を行うとともに、医療従事者や支援者を対象とした研修会を開催するほか、平成19年度～20年度にかけては、「発達障がい者支援体制整備検討会」を設置し、発達障がい者の実態把握と今後の支援体制の検討や各ライフステージにおいて、有用なサポートブックの発行、個別支援計画（試案）の作成などを行ってまいりました。また、発達障がい者支援体制として課題となっていた早期把握と早期支援について、平成21年度から『子どもの発達「気づきと支援」推進事業』を実施して、乳幼児健康診査や保育所・幼稚園の現場で活用できるスクリーニング方法とその後の支援体制整備の検討を重ねてまいりました。

本ガイドラインは、就学前の乳幼児期を対象とした早期把握・早期支援に重点を置き、市町村の保健師や保育士、幼稚園教諭等が母子保健事業や集団生活の場を通して、早期に発達障がいの行動特性に気づき、支援関係者と連携しながら適切な支援を行うことを目的として作成いたしましたので、市町村母子保健や児童福祉の担当職員、保育所・幼稚園の職員の皆様をはじめとして、発達障がいの子どもたちに関わる方々に活用されることを願っております。

平成24年 3月

福島県子育て支援担当理事

鈴木 登三雄

～ 目 次 ～

I 発達障がいとは	1
II 発達障がい児の早期把握と支援の意義	3
III 発達障がい児「気づきと支援」体制	4
IV 発達障がいの気づきと支援	5
1 市町村母子保健事業における気づきと支援	5
(1) 早期把握の機会	5
ア 乳幼児期の母子保健事業における把握	5
イ 関係機関からの把握	7
(2) 幼児健康診査における発達障がい児スクリーニング	8
ア 目的	8
イ 対象児	8
ウ スクリーニングの実際	8
(ア) スクリーニング項目一覧の活用の仕方	8
(イ) 1歳6か月児健康診査におけるスクリーニング	9
(ウ) 3歳児健康診査におけるスクリーニング	26
(エ) 実施後の判断	42
(オ) 事後措置	43
(3) 早期支援	47
ア 支援の目的	47
イ 支援のポイント	47
ウ 支援の機会	48
エ 専門機関へのつなぎ方	51
(4) 地域での関わりに困ったら	52
2 保育所・幼稚園における気づきと支援	53
(1) 保育所・幼稚園における発達障がい児の早期把握と支援の目的	53
(2) 保育所・幼稚園における発達障がい児の把握	53
ア 把握の視点及び方法	53
イ 保育所・幼稚園における発達障がい児確認リスト	56
(3) 保育所・幼稚園における支援	60
ア 支援のポイント	60
イ 集団の中での支援	60
ウ 支援の充実のために	61
エ 支援の例	62
オ 保護者への支援	64

V 就学に向けた支援	65
1 小学校との連携	65
(1) 施設間の連携	65
(2) 市町村を介した連携	65
2 連携の方法と情報提供内容	66
(1) 連携の方法	66
ア 書面による情報提供	66
イ 職員同士が話し合う場の設定	66
ウ 園での様子を実際に観察	67
エ 学校体験の機会を設定	67
(2) 就学までの流れ	67
VI 専門機関と地域における関係機関	69
1 地域における関係機関の支援内容	69
2 関係機関一覧	71
(1) 県行政機関	71
(2) 専門医療機関	72
(3) 専門機関	73
(4) 民間団体等	76
3 各市町村の関係機関と連絡先一覧	77
VII 参考文献	78
VIII 参考資料	78
1 ふくしまサポートブック	79
2 個別支援計画	81
3 特別支援教育コーディネーターハンドブック	82
4 日本語版 M-CHAT	83
5 地域でつなごう、支援の輪～地域での支援体制整備の進め方～	85

I 発達障がいとは

発達障害者支援法（二章の第2条）において、「発達障害」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

発達障がいのある子どもにどんな能力があり、どんな障がいがあるのかは人により様々です。以下に記載した発達障がいについては、一つの障がいの特徴を示す子どももいればいくつかの特徴を併せて示す子どももいます。

そのため、一人一人の子どもの特性に応じた支援が必要になります。

(注) 県では、障がい者の人権を尊重する観点から「障がい」という標記に改めることとしています。

本ガイドラインでも、法律や診断名等やむを得ないもの以外、「障がい」という表記を用いています。

●広汎性発達障害とは●

自閉症、アスペルガー症候群のほか、その他の特定不能の広汎性発達障害を含む総称です。

《自閉症とは》

- ①対人関係・社会性の障がい
- ②社会的コミュニケーションの障がい
- ③パターン化した興味、行動、こだわり

の3つの特徴を持つ障がいであり、言葉の発達の遅れや知的な発達の遅れを伴う場合と伴わない場合があります。

○乳児期の特徴

- 視線が合わない
- 人の顔・声・抱っこに興味を示さない
- 人のまねをしない
- おとなしく、手がかかるない
- 人見知りが弱い
- 人見知りが激しい、激しい時期が長い
- 指さしが少ない
- 赤ちゃん言葉が少ない・・・etc

○幼児期の特徴

- 目が合わない
- 他の子に 관심がない
- 言葉が遅い
- 一人遊びが多い
- 指さしをしない
- 人のまねをしない
- 名前を呼んでも振り向かない
- 表情が乏しい
- 落ち着きがない
- かんしゃくが強い・・・etc

《アスペルガー症候群とは》

特徴は自閉症と共通していますが、言語の遅れは目立ちません。

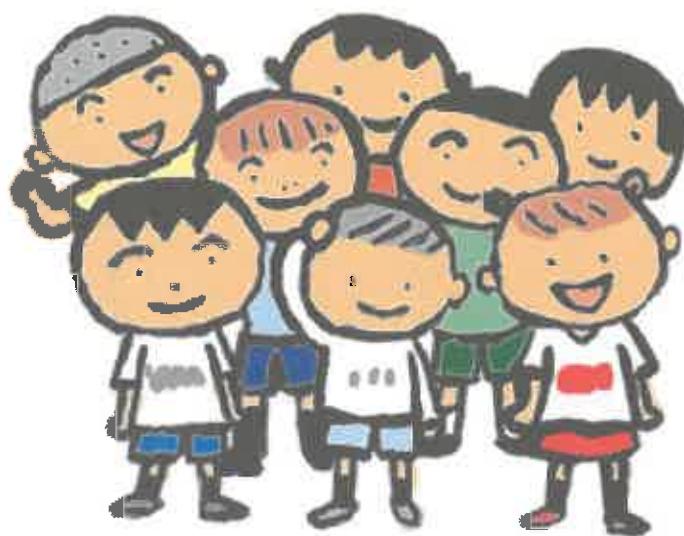
また、知的発達は軽度から正常域までさまざまです。

●注意欠陥/多動性障害（AD／HD）とは●

「不注意」と「多動」「衝動性」が主な特徴です。

●学習障害（LD）とは●

全般的な知的発達に遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力に著しい困難がある状態です。



Ⅱ 発達障がい児の早期把握と支援の意義

発達障がい児を持つ親は子育てに多大な不安やジレンマを抱えているといわれています。

そして、“育てにくさ”からどのように子どもに接していくか分からず、育児不安に陥り、虐待につながる可能性が高いことも指摘されています。

また、学童期には二次的な不適応として、いじめや不登校、ひきこもりなどが現れることがあります。

こうしたことを予防するためにも、就学前からその特徴を周りが理解し支援を行うことで、発達障がい児とその家族は周囲の人々とのコミュニケーションがスムーズになり、子どもの混乱や不安を軽減することができるようになります。

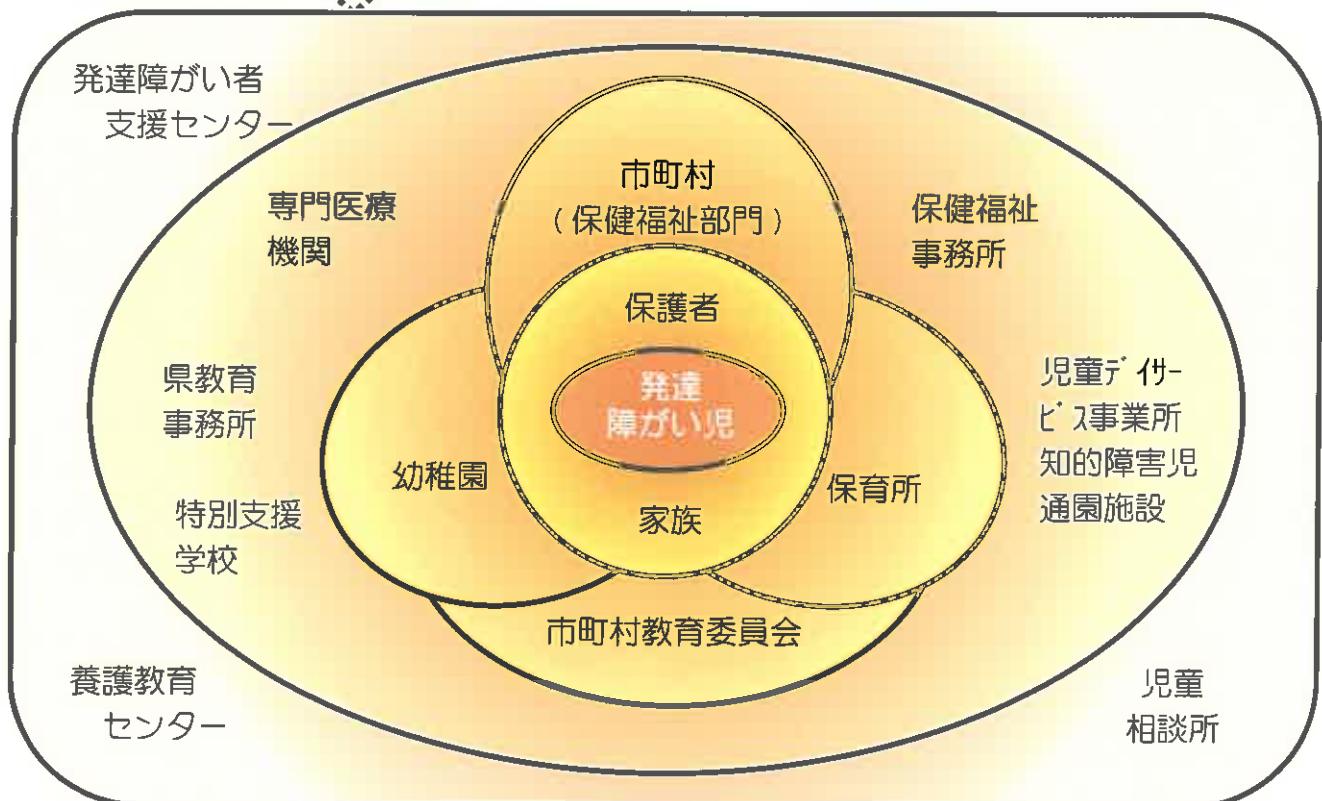
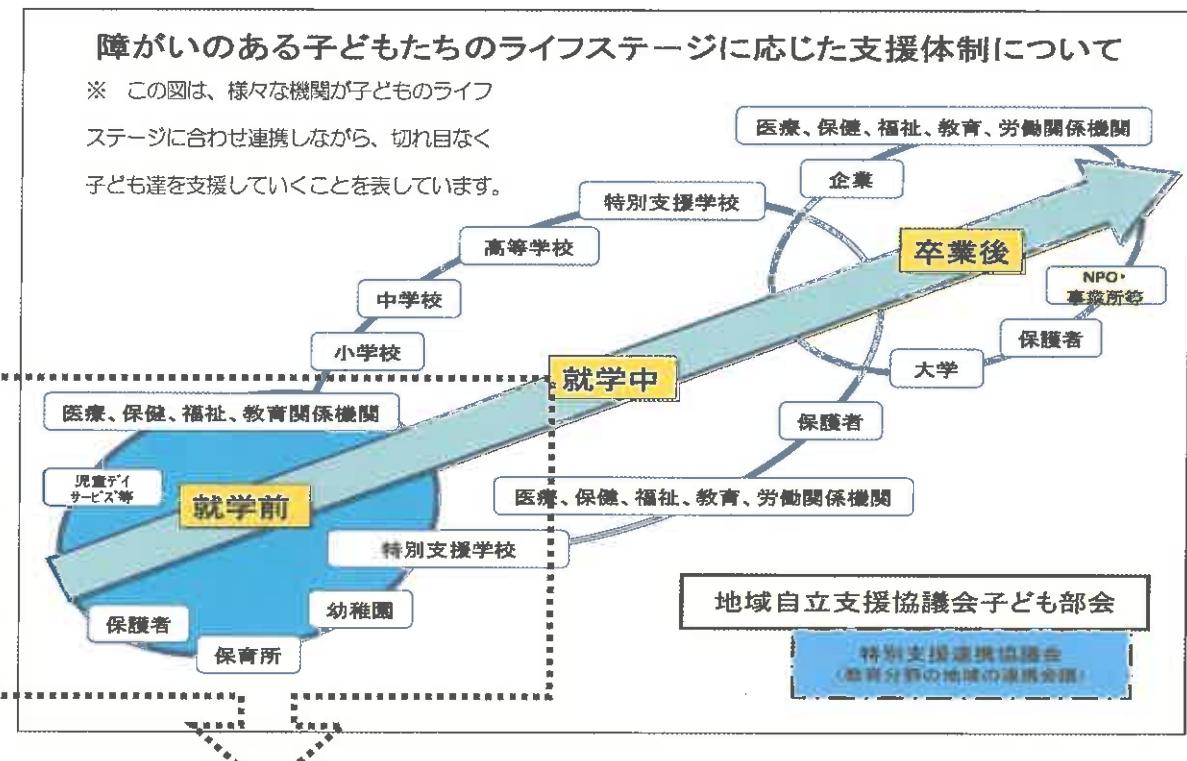
また、保護者が自信を持って子育てに関わることができるようになるなどの効果があり、早期支援の意義は大きいものです。



III 発達障がい児「気づきと支援」体制

発達障がい児の支援には、一人一人のライフステージに応じた支援が必要となります。このガイドラインでは、特に早期の気づきと、関係機関が連携した一貫した支援体制作りが必要であるという観点から、乳幼児期から就学前までの時期に絞った内容となっています。

関係機関との連携を図りながら、発達障がい児を早期に把握し、初期の支援体制の充実を目指していきます。



IV 発達障がいの気づきと支援

1 市町村母子保健事業における気づきと支援

(1) 早期把握の機会

ア 乳幼児期の母子保健事業における把握

乳幼児期の母子保健事業における把握の機会としては、家庭訪問や健康相談、健康診査等があります。特に広汎性発達障害は、「視線が合わない、名前を呼んでも振り向かない」などの特徴が1歳半～2歳ごろに現れることから、1歳6か月児健康診査は重要な機会となります。

また、最後の法定健康診査となる3歳児健康診査では、早期療育が必要な子どもへの支援時期を逃さないよう、しっかりと把握する必要があります。

しかしながら、母子保健事業においてすぐに明確な障がいがあると判断できない場合が多いため、「気になる」という段階から、親子をサポートできるような仕組みが必要となってきます。

●主な市町村の母子保健事業●

○乳幼児健康診査 • 4か月児（先天性股関節脱臼検診）

- 6～7か月児
- 9～10か月児
- 1歳児
- 1歳6か月児
- 2歳児
- 3歳児（3歳6か月児）
- 4, 5歳児



○乳幼児健康相談

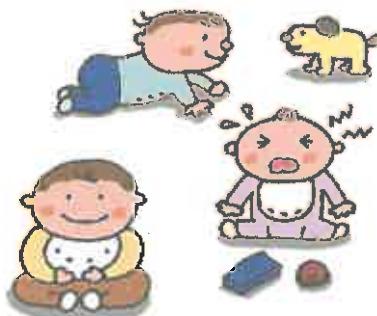
○家庭訪問 *乳児家庭全戸訪問事業

*養育支援訪問事業

○子育て支援教室・あそびの教室

○二次スクリーニング（相談会）

○発達支援教室



【把握のポイント】

- ①発達の遅れや子どもの育てにくさなどを確認します。
- ②言語発達や遊び、コミュニケーションの状況などを確認します。
- ③保護者からの相談や訴えに耳を傾けます。

●乳幼児期において、注意が必要な保護者の訴え（例）●

- ・抱っこされたり、あやそうとしたりすると嫌がる
- ・泣き止まない
- ・夜泣きや睡眠時間が決まらないなど睡眠に問題がある
- ・奇声を上げる
- ・気むずかしく、育てにくい
- ・手がかからず、育てやすい

④保護者が子どもの気になる様子について、いつでも相談できる体制を整えておきます。

⑤環境や場面による子どもの様子に極端な差がないかを確認します。

●例えは●

- ・家庭訪問の様子と健康診査や各教室等で見せる子どもの様子の違い。
- ・とても静かで、保護者の手がかからず育てやすい。
- ・ひとり遊びに没頭していたり、同じ遊びばかりを行っていたり遊びに発展がない。

⑥保護者が発達の遅れに気づいているかを確認します。

- ・子どもの発達の一般的な知識が乏しい場合もあるので、リーフレットなど啓発の工夫が必要です。

⑦保護者のみならず家族全員の状況を把握した上で、親に提供する情報や支援の内容を精査する必要があります。

⑧保護者が子どもの障がいに気づかない、または受容できない場合もあります。

保護者の受容できない背景を把握する必要があります。

●例えは●

- ・夫婦間や家族の役割や関係性はどうなっているか。
(母親にすべての育児の責任がのしかかっている など)
- ・保護者やきょうだいで発達障がいの診断を受けている人はいないか
(保護者が発達障がいの場合は、説明の仕方の工夫が必要)
- ・保護者の社会的地位はどうか。
(障がい児を持つことで保護者の地位が脅かされるのではないか
という恐れ など)
- ・障がいがあると言われることで、今の状態から変わらなければなら
ない、または変わってしまうのではないかという心配はないか。
(保育所や幼稚園をやめさせられるのでは? など)

イ 関係機関からの把握

母子保健事業を通してすべての状況が把握できるわけではありませんので、関係する機関からの情報把握に努めることが重要です。

そのためには、日頃から関係機関と連絡が取りやすい体制を作つておく必要があります。

【連絡体制整備のポイント】

- ①保護者や保育士、幼稚園教諭等からの相談を受ける窓口を明確にしておきます。
また、市町村において情報を集約できる体制も検討しておきます。

●相談窓口の例●

保護者・医療機関	→ 市町村母子保健主管課
保育所	→ 市町村児童福祉主管課
幼稚園	→ 市町村教育委員会

市町村で
情報集約

- ②関係機関（医療機関・保育所・幼稚園等）から連絡が入る体制整備が必要です。
P77 の「市町村の関係機関と連絡先一覧」を作成し、関係機関へ周知するなど活用しましょう。

- ③保育所や幼稚園、子育て支援センターなどから情報を得る場合には、原則として保護者の了解が必要です。事前に連絡が取れる体制を整えておきましょう。

●例え●

あらかじめ、健康診査の問診票の中に「お子さんのよりよい成長を支援するために必要な場合に、保育所や幼稚園に連絡をしてよい」などという設問を入れて、保護者の意向を確認しておくこともよいでしょう。
その際には、各自治体の個人情報保護条例に基づく手続きを踏むようにしておきます。

- ④母子保健事業へ全く参加せず子どもの様子が把握できない場合や転入児でフォローが必要な場合など関係機関と情報交換を行いながら、状況把握が必要となります。



(2) 幼児健康診査における発達障がい児スクリーニング

ア 目的

1歳6か月児及び3歳児健康診査において、広汎性発達障害等の子どもたちを早期に把握し、専門的な視点から適切な助言を行うことで、保護者の気づきを促し、その後の支援につなげることを目的とします。

イ 対象児

1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の該当児

ウ スクリーニングの実際

ここでは、既存の乳幼児健康診査に発達障がいをスクリーニングする項目を入れ込んだ問診票を掲載していますが、既存の問診票とは別に M-CHAT を使用し（ただし使用には許可が必要）、スクリーニングすることも可能です。

(ア) スクリーニング項目一覧の活用の仕方

1歳6か月児及び3歳児健康診査において、発達障がい児を把握するためにスクリーニング項目をP11～20（1歳6か月児健康診査）、P27～38（3歳児健康診査）に示しました。この項目一覧の見方や活用の仕方は以下のとおりです。

- ① 「設問」の項目は、カテゴリー毎に整理し、問診の流れを考えた順番で示していますが、順番は変えてかまいません。
- ② スクリーニング項目のうち白抜きの項目は、厚生省児童家庭局長通知（平成10年4月8日児母第29号）「乳幼児に対する健康診査の実施について」の中で問診相談票の項目として示されている問診項目です。オレンジに網掛けしている項目は、特に発達障がいのスクリーニング項目としての意味合いを持つ項目です。
- ③ 各市町村の問診票でこの「設問」にない項目が追加されている場合には、それらの項目を追加して活用します。実際に取り入れた例として、矢吹町・広野町の問診票を例示していますので参考にしてください。
- ④ 「回答」の欄は、右側に丸がついた場合にその項目で問題があると判断します。直接内容を記入する項目、選択肢が複数ある項目については、それぞれ記入する欄を作成します。
- ⑤ 「問診時直接確認事項 等」の欄には、健康診査会場で問診時、実際に確認する内容を記載しています。保護者が問診票でチェックしてても必ずその場で確認します。
- ⑥ 「発達障がい早期把握のねらい」の欄には、それぞれの項目で把握する発達障がいの特徴について記載しています。この特徴を理解することで、問診結果の判断に役立ちます。
- ⑦ 「二次設問と確認事項」の欄には、「回答」の欄で右側についてたり、記入内容等で問題があると判断したりした場合に再確認する内容を記載しています。

(イ) 1歳6か月児健康診査におけるスクリーニング

◆必要物品◆

《問診時準備するもの》

- ① 問診票 (P. 11~20)
- ② 積み木 (3cm角の正方形のもの 1人に対して4~5コ)
- ③ 絵カードや絵本 (子どもにわかり易い絵柄のもの)
- ④ クレヨンと白紙
- ⑤ コップ (模倣を確認する際に使用)



《会場に準備するもの》

- ① おもちゃを置きます (ブロックや車、ぬいぐるみ等でいる間に親子で遊べるよう一般的なおもちゃを用意)。
 - ② 壁に動物やキャラクターの絵を掲示します (問診時に活用するため、問診の場所からよく見えるような場所に掲示)。
- (注)窓に掲示する場合は、窓の外が見えないようにカーテンや紙を貼って目隠しをして絵を掲示します。



◆実施方法◆

- ①問診者により、保護者の記載内容の確認と目視確認を行い、発達の遅れや発達障がいを疑わせる特徴がある場合は、さらに二次問診を行い確認します。
- ②会場で待っている間に、子ども同士や親子の関わりの様子を観察します。
- ③保護者が心配していることがあれば、問診時に内容を細かく聞き取り、会場での様子を含めてよく観察し、状況によって適切な助言と支援を行います。



【1歳6か月児健康診査におけるスクリーニング項目】

	設問	回答	問診時直接確認事項 等
保護者の様子	1 育児をしていてどんな時に楽しいと思いますか	記入	
	2 育児のことで心配はありますか	いいえ・はい	
	3 育児は疲れますか	いいえ・はい	
	4 お母さんが悩んだり困ったりしたときに、相談する人はいますか	選択・記入 夫、自分の両親、夫の両親、友人、保育所の先生、その他()、いない	
生活習慣	5 上着を脱ごうとすることがありますか	はい・いいえ	
	6 おしつこやうんちのしつけをはじめていますか	はい・いいえ	
	7 夜泣きがなく、朝まで眠りますか	はい・いいえ	
	8 卒乳(断乳)を始めていますか	はい・いいえ (完了・未完了)	
	9 自分でコップを持って水を飲めますか	はい・いいえ	
	10 スプーンを使って食事ができますか	はい・いいえ	
	11 食欲や偏食で困っていることがありますか	いいえ・はい	
	12 「はい」と答えた場合、具体的な偏食等の状況を記入してください(例えば、味や食感、温度によって食べないものがあるなど)	記入	
	13 一人で上手に歩きますか	はい・いいえ	はいはい→立つ→歩行の順に発達しているか確認 実際の歩行の様子を観察
	14 手をひかれて階段を上がるることができますか	はい・いいえ	

【1歳6か月児健康診査用問診項目のねらいと確認事項】

発達障がい早期把握のねらい	二次問診と確認事項	
保護者の訴えの中で、かんしゃくが強く、子育てがとても大変を感じていたり、不安がないか確認します。 また、対象児に他の兄弟と比べて気になる状況があるという訴えの中に発達障がいを疑う特徴が把握される場合があります。	保護者が気になっていることなど、大きな問題でなくとも記録し、その経過や気づいたきっかけ等、十分に聞き取りをして判断します。 保護者が心配であれば、健康診査後に個別相談や家庭訪問の機会へつなぎ対応します。	1 2 3 4 保護者の様子
子どもの発達に応じた生活習慣が身についているか確認します。 広汎性発達障害のお子さんは、知的能力が高くても、日常生活の習得が遅れることがあります。	生活習慣の確立に向けた子どもの成長やしつけなど保護者の関わりを確認します。 保護者が子どもの発達を理解し、促しているかを確認します。	5 6 7 8 生活習慣
	いいえの場合は、睡眠の状況を確認します。昼夜逆転したり、夜中活動したりしていないか確認します。睡眠は身体発育にも関係します。	9 10
広汎性発達障害のお子さんは感覚偏奇の問題で偏食や少食、拒食になることが多いので、どのような食事状況なのかは正確に把握します。	食べる物が極端に限られている、あるいは調理方法が異なると食べない等がないか、注意して聞き取ります。 保護者が食事を作るのに苦労したり、その子のためだけに準備をしていたりすることがないか確認します。 このような場合には、無理に食べさせないようにした方が良いこともあるため、保護者へのアドバイスには十分注意します。	11 12 感覚
ただ歩くというのではなく、バランスを保ち、めったにつまずいたり転んだりせずに歩くということを確認します。	「はいはい→立つ→歩行」の順に発達しているか確認し、実際に歩く様子を観察します。	13
身体の動きにぎこちなさがないか、運動面の発達状況を確認します。	会場に階段がある場合や階段がある遊具の設置が可能な場合は、会場で実際に歩く様子を観察して確認します。	14

【1歳6か月児健康診査におけるスクリーニング項目】

	設問	回答	問診時直接確認事項 等
感覚	15 積み木を積んだり、小さいものをつまんだりしますか	はい・いいえ	積み木を3つ積めるか確認
	16 クレヨンを持ってなぐり書きをしますか	はい・いいえ	クレヨンで書けるか確認
	17 目はよく見えてますか	はい・いいえ	
	18 極端にまぶしがったり、目の動きが気になりましたりすることがありますか	いいえ・はい	
	19 お子さんの耳が聞こえないのではないかと心配されたことがありますか	いいえ・はい	
	20 普段の生活の中で耳にする音のうち、ある種の音を嫌がったりしますか (掃除機やトイレの水洗、エアータオル、赤ちゃんの声などが聞こえると耳をふさぐなど)	いいえ・はい	
言語理解	21 絵本を見て、聞かれたものを指差しますか	はい・いいえ	絵本を見て、「ワンワンどれ？」等の問い合わせに適切に指差しができるか確認

【1歳6か月児健康診査用問診項目のねらいと確認事項】

発達障がい早期把握のねらい	二次問診と確認事項	
積み木(3cm)のつかみ方をチェックし、微細運動を確認します。	実際に積み木を積んでもらい、積み木の持ち方が親指と人差し指、中指の先の方で持ち、3つ以上積めたらできると判断します。 自宅で「できる・できない」は関係なく、健康診査という社会的な状況でできるかどうかを確認します。自宅でできているため要フォローしない場合でも、あとから振り返ったのために、「健診場面では実施できなかった」とをカルテに記載しておきましょう。	15
	実際にクレヨン等を持たせて、書かせます。クレヨンの持ち方や書くものは何でもかまいません。	16
横目で見たり、極端に目を近づけたりするなど目の使い方が適切でない場合がないか確認します。	視力や目の動きで気になることはないか、確認します。	17
	横目や上目づかい、目を細めて見る、極端にまぶしがるなどがないか、保護者が気になることがないかを確認します。 保護者が気になることがない場合でも問診者や医師の診察で見落としがないように確認します。	18
聴覚の問題(障がい)がないか確認します。 広汎性発達障害のお子さんは、集中すると音を認識できなくなることがありますので、注意して判断します。	どんな時に、聞こえていないと感じたのかを具体的に確認します。「音に敏感な時」と「聞こえてないのでないかと疑うような時」が混在していないかなど確認します。 その判断が難しい場合は、聴覚に障がいがないか耳鼻科で精密検査を受け、聴覚機能の問題の有無を明らかにすることが大切です。	19
突然の音や大きい音ではなく、普段の生活の中でおきる音への過敏さを尋ねています。広汎性発達障害のお子さんは聴覚が過敏であることがあります、特定の音を嫌がることがあります。	特定の音を極端に嫌がる場合は、どんな音に過敏なのか、具体的にその時の様子を確認します。	20
言語発達の状況を確認します。名称と対象が正しく一致して使われているかどうかを確認します。(応答の指差し)	絵本を見て、「ワンワンどれ?」等の問い合わせに適切に指差しができるか「応答の指差し」を実際に子どもに問診者が話しかけて確認します。 絵本だけでなく、身体の一部を「口はどこ」などと聞いて指差しができるかも確認します。 それぞれの指差しの意味を理解し、確認するようにします。	21

【1歳6か月児健康診査におけるスクリーニング項目】

	設問	回答	問診時直接確認事項 等
言語理解・発語	22 大人の言う簡単な言葉が分かりますか (おいで、ねんね、ちょうどいなど動作を入れず、言葉のみで理解できますか)	はい・いいえ	「〇〇ちゃんおいで」「ボールを持ってきて」など話しかけて反応を見て確認
	23 ママ・ブーブーなど意味のある言葉をいくつか話しますか 話せる言葉は何ですか () () () () () ()	はい・いいえ 記入	問診者が話しかけて、健診の場面で確認
遊び	24 好きなおもちゃは何ですか、どんなもので遊んでいますか	記入	おもちゃでどのように遊んでいるのか確認 (26と関連して)
	25 クルマや積木などのおもちゃをただ並べたり、さわったり、落としたりする遊びではなく、おもちゃに合った遊び方をしますか	はい・いいえ	
	26 本人が一人で遊んでいる時に、一緒に遊ぼうとすると喜びますか	はい・いいえ	

【1歳6か月児健康診査用問診項目のねらいと確認事項】

発達障がい早期把握のねらい	二次問診と確認事項	
言語理解がされているかどうかをみますので、身振り、手振りなどを付けないで言葉のみでのやりとりが可能かを確認します。	<p>健康診査会場で問診者の話しかけに適切に反応するかを客観的に評価します。</p> <p>健康診査会場では、問診者の話に集中できない場合もあるため、家庭で子どもがゆったりとしているときに興味や関心のあるおもちゃ・絵本・食物などを「持ってきて」と言語のみで指示を与え、それに応じられればできると判断します。</p> <p>ただし、家庭での様子ができるとする場合には、対応状況をよく確認し、保護者が設問の意味を理解できるようにします。言語指示以外の身振りなどをしないことが重要です。</p>	22 言語理解・発語
簡単な単語を理解して話しているかを確認します。	<p>言葉が出ていない場合や言葉が出ていても言葉の意味が分からぬ場合は経過観察とします。</p> <p>「ママ」「パパ」「マンマ」「ブーブー」などは、啞語の場合もあり、それぞれの対象と言語が一致していることを十分確認します。</p> <p>また、発音が不明瞭でないかも確認します</p>	23
どんなおもちゃが好きか、また、おもちゃでどのように遊ぶのかは、お子さんの発達段階や興味、想像力を見るための重要な情報です。	<p>特定のおもちゃを繰り返して遊ぶなどの固執性や、そのおもちゃの本来の遊び方と違う使い方をしていないかを確認します。</p> <p>駐車場に見立てて車を並べたり、積み木を何かに見立てて並べたりするのではなく、意味もなく並べていたり、おもちゃの一部分だけに注目したりするなど極端にこだわることがないか確認します。</p> <p>また、遊び道具ではないものに興味を示して、いつまでも飽きずに遊んでいるなど、遊び方に特徴がある場合はその状況を確認します。</p>	24 遊び
おもちゃの目的にあった遊びができるか確認します。 また、強いこだわりがないか確認します。	<p>一人で遊んでおり、他者の介入を拒む場合は、注意して状況を聞き取ります。</p> <p>一人で遊んでいると静かで、手がかからず、保護者があえて声を掛けていない場合などもあるため、状況を確認します。</p>	25 遊び
自分のルールや手順で遊んでいるところに他者が介入することを嫌うかどうかを確認します。 また、一人遊びよりも大人と一緒にふれあったり、やりとりをしたりすることが楽しめているかを確認します。		26

【1歳6か月児健康診査におけるスクリーニング項目】

	設問	回答	問診時直接確認事項 等
感情	27 突然泣いて泣き止まないことがありますか	いいえ・はい	
	28 泣いたり、動いたりせずおとなしすぎると思ったことがありますか	いいえ・はい	
コミュニケーション	29 1, 2秒より長く、あなたの目を見つめますか、視線は合いますか	はい・いいえ	問診者が話しかけて、健診場面で確認
	30 後ろから名前を呼んだとき、振り向きますかあるいは名前を呼ばれると、呼んだ人の顔を見ますか	はい・いいえ	対面で名前を呼んだ時に大人を見るかどうかの確認
	31 何かに興味を持った時、指差して伝えようとしますか	はい・いいえ	
	32 あなたに見てほしいものがある時、それを見せに持ってきますか	はい・いいえ	

【1歳6か月児健康診査用問診項目のねらいと確認事項】

発達障がい早期把握のねらい	二次問診と確認事項	
やっていることを急にやめさせられたり、予定が変わったり、叱られたりしたことにパニックになり、急に大声を出したり泣き止まなくなる事がないか確認します。	泣き止まないこの頻度や程度、その理由が保護者に予測できることであるかどうかなど聞き取ります。 保護者が育児に対し不安が強い場合は程度や頻度が多く感じ、その逆の場合もあります。 判断が難しい場合は、状況を詳しく聞き取ることが重要です。	27
いつもおとなしく静かに一人遊びをしていないか、確認します。 手がかからず、おとなしい子と感じる場合もあります。	兄弟や他の子と比較して見ることができれば良いが、お子さんが一人の場合はわからないこともあるので、注意して確認します。 健康診査会場でも隅の方で静かに遊んでいるような場合は注意して観察します。	28 感情
視線が合うか確認します。 視線が合ったから大丈夫とは言えませんが、合わない場合は注意が必要です。	いつも一緒にいる母親とは視線が合う場合があるため、母親だけ視線が合うのか他の家族はどうか確認します。 また、問診者が話し掛けて、その応答や視線が合うかどうかを実際に確認します。	29
広汎性発達障害のお子さんは、集団の場面では、誰が誰を呼んでいるのか分からないお子さんもいます。	自宅ではどうかを保護者に聞いて確認します。健診の場面では、対面で呼んだときに大人をみるかどうかの観察をします。人の声に注意を向け、聞き分ける聴力と同時に自分の名前がわかっていることが大切です。 母親の声には振り向く場合(自分の名前が分かっているのではなく、母親の声に反応するなど)もあるため、複数の人に名前を呼ばれて反応があるか確認します。	30 コミュニケーション
自分が興味を持ったものを他の人にも共感してもらいたいということで、指差して知らせたり、見せようと持ってきてたりする行動があるかどうか確認します。 自分が興味あるものについて、周囲の人伝え共感しようすることや問い合わせに対応出来るかなど対人面の発達を確認します。(自発的な指差し)	興味のあるものを指差して教えようとする自発的指差し(空を飛んでいる飛行機を指差して教える、あるいは車の中から窓の外の構造物を周りに伝えようとする、犬が散歩しているところを指差す等の行動)があるかを確認します。 お菓子を棚から取って欲しい場合や袋を開けて欲しい場合、また、物の名称などを教えてほしいなどの要求を伝えることは該当しません。	31 32

【1歳6か月児健康診査におけるスクリーニング項目】

	設問	回答	問診時直接確認事項 等
	33 あなたが部屋の中の離れているところにあるおもちゃなどを指差すと、お子さんはその方向を見ますか	はい・いいえ	子どもに対して「あつ、あれ何？」と話しかけながら、掲示物を見て指差しをしたときに、目線の先を見るか確認
マニケーション	34 あなたのすることをまねしますか (例えば、コップを持って飲むまねをしたり、口をとがらせてみせると、顔まねをしようとしますか、「アワワ」「おつむテンテン」など大人がやることをまねしますか)	はい・いいえ	コップを持って飲むまねをしたり、口をとがらせたり、鼻をつまんだりして、まねをするか確認
	35 同世代の他の子どもに関心を示しますか	はい・いいえ	
	35-① いつ頃から他児への関心を示すようになりましたか	(頃)	
	36 その他お子さんの気になる行動はありますか (飛んだり跳ねたりくるくる回る、奇声を上げる、かんしゃくなど)	いいえ・はい	
その他	37 けいれんを起こしたことはありますか	いいえ・はい	
	38 その他心配なことがありますか →(「はい」の場合、具体的に記入)	いいえ・はい	保護者の訴えについて は、丁寧な聞き取りを実施

【1歳6か月児健康診査用問診項目のねらいと確認事項】

発達障がい早期把握のねらい	二次問診と確認事項	
他人の意図をくみ取り、指差しした先を見ることができるか確認します。	会場の壁に子どもの好きな動物やキャラクターなどを掲示しておき、掲示物を見て指差しをしたときに、目線の先を見るか確認します。 対象物ではなく声かけをしている人の顔をじっと見ているなどの場合は様子をみる必要があります。	33 コミュニケーション
人のまねをすることは、人への関心がなくては成立しないので、人への関心興味があり、それに応答するかを確認します。 模倣を1種類できればよいのではなく、表情・動作・物の操作などいろいろなパリエーションの模倣をしそつちゅうするかを確認します。	人のまねであるので、コマーシャルから流れる特徴のあるフレーズを何度も繰り返してまねることは、該当しません。 実際に問診者がやってみせ、同じことができるかやってもらいます。物の操作の模倣をするかという観点も含めて観察します。 見てはいるが自分では行わない場合など状況を確認します。	34 コミュニケーション
他の子どもに話しかけたり、手をさしのべたり、近寄って行ったり、他の子どものすることをじい一つと見るなど、周囲の人や子どもに関心を持っているか確認します。	他の子供に関心を持たない場合は経過を見る必要があります。 年齢の近い兄弟がいたり、保育園などに通園しているのに、1歳近くなても他児に関心がない場合は発達が幼いことになります。 大人には近寄っていくが、同世代の子どもには関心がないこともあるため、大人だけに関心がある場合も注意して聞き取ります。	35 35
広汎性発達障害のお子さんは常同行動がみられることがありますので、そのような行動がないか確認します。	意味もなく繰り返される行動やそれに没頭する様子があれば注意して聞き取ります。 また、この様な行動が一時期出ていても消失する場合もあるので、以前、そういうことがあったかどうかも注意して聞き取ります。	36 その他
「てんかん」は広汎性発達障害の場合、一般の約10倍という高率の合併を認めるため、注意して聞き取ります。	「けいれん」「熱性けいれん」などを起こしたことがあるか、時期回数などを確認します。	37 その他
普段の様子から発達障がいが疑われるような行動がないか確認します。	最後に全体で保護者が気になっていることや心配などないか、再度確認します。 些細なことでも気になることがあれば相談に応じます。	38 その他

票査健康診査月か6歳

卷之三

No.

◎生物の生物学的性質

○入院料の半を承認料が支へて下さい。		男・女	平成 第 子	平成 (女)	年 月 日 （ 月 か月）	生年月日 （ 月 か月）	住 所
ありがな 幼児名 主な 保育者	平日 昼 (母・父・祖父・祖母・保育所・その他) 平日夜 (母・父・祖父・祖母・保育所・その他)	保育園・幼稚園に 入っていれば園名 ()	電話番号 ()	失敗町			
				妊娠期間	週	出生時体重	kg
出産時の異常：なし・帝王切開・吸引分娩・骨盤位(逆子)・臍帶結紮							
出生時の異常：なし・假死・けいせん・強い黄疸・光線照射法・交換輸血、 保育器使用(日間)・酸素使用(日間)							
※現在の様な妊娠 無・有(妊娠 か月)							
【予防接種】※済んだものに〇をつけ下さい							
1. RCG 2. 三液混合(回) 3. がん() 4. 麻疹・風疹(二混) 6. その他()							
【今までにかかった病気】		(入院:無・有)					
		(か・月の時)					
		病名					
		病院名					

＊ここから下は記入しないで下さい*					
感覚	1.なし 2.あり	(歩行: 歳 か月)			
言語理解・発話	1.なし 2.あり	(発話: 歳 か月)			
生活習慣①	1.なし 2.あり				
遊び	1.なし 2.あり				
感情	1.なし 2.あり				
アンケート問診・所見	1.なし 2.あり				
その他(気になる点や行動)	1.なし 2.あり				
生活習慣②	1.なし 2.あり				
栄養	1.なし 2.あり				
眼科	1.なし 2.あり				
保護者の様子	1.なし 2.あり				
その他	1.なし 2.あり				

卷之三

お子さんの健康などのアンケート(1歳6か月児健診査)

28 あなたが部屋の片隅でいるところにあるおもちゃなどを指さす上、
おもちゃの方向を指しますか。

吹町

1	人で上手に歩きませんか。	(ひ)歩き:	儀	か月)	はい・いいえ
2	手をひかれで階段を上ることができますか				はい・いいえ
3	積み木を積んだり、小さいものをおつまめますか				はい・いいえ
4	クレヨンを持つてなく書きをしますか				はい・いいえ
5	口はよくえていますか				はい・いいえ
6	橋端に立がつたり、目つきや目の動きがおかしいのですか				はい・いいえ
7	お子さんの耳が聞こえないのではないかと心配されますか				はい・いいえ
8	握拳の状態(4つある指の指輪がついたりしますか) 握拳(4つ)の水色、エーティオル、赤ちゃんのどのが握ニスをると耳をあさ (かぶせ)				はい・いいえ
9	食欲や偏食で困っていることがありますか				はい・いいえ
10	「はい」と答えた場合は、具体的な偏食等の状況を記入してください (例えば、味や食感や温度によって食べないものがあななど))			はい・いいえ
11	絵本を見て聞かせたものを指さしますか				はい・いいえ
12	聞かれるごとに、目、口、耳、などの部分を指さしますか				はい・いいえ
13	大人のうなづかなことば(わざわざ)がありますか 理解理解 登場登場 話語話語	()・()・()・()・()・()・()		(カ月)	はい・いいえ
14	上着を脱ぎますことがありますか				はい・いいえ
15	おひっこいや、うんちのしつけを行なっていますか おむすびの生活入浴は、ほほ決まっていますか				はい・いいえ
16	お子さんの生活入浴は、(寝る前の時間 平 前 晚) (寝る前の時間 (朝起きる時間 平 前 晚) (寝る前の時間 平後 晚) (寝る前の時間 時時)				はい・いいえ
17	脚が浮かべたり、脚間隔で起きる、寝る時間が定まらないなどお子さんの睡眠 でできることはありませんか				はい・いいえ
18	すきなおもちゃは何ですか、どんなもので遊んでいますか ()				はい・いいえ
19	クルマや積み木などのおもちゃを並べたり、並べまいたり、落としたたりする遊びが好きですか おもちゃと一緒に合った方が好きですか				はい・いいえ
20	本人が「人が遊びでいる間に、遊びをすると喜びますか				はい・いいえ
21	突然から泣き止まないことがありますか				はい・いいえ
22	何か痛いところがあると、おはさんなどにしがみつきますか				はい・いいえ
23	泣いたり、動いたりせせりとしないすぎると思ったことがありますか				はい・いいえ
24	2歳より長く、あがいの日を見つめますか、枕縫は合いますか				はい・いいえ
25	お子さんの名前を呼んだときに、大人の顔を見ますか				はい・いいえ
26	何かに興味を持った時、時、時、時、それを見せに持ってきてきますか				はい・いいえ
27	あなたに見てほしいのいふかるある時、それを見せに持ってきてきますか				はい・いいえ

28 あなたが部屋の中の離れているところにあるおもちゃなどを指さす上、おもちゃがおもての方角を指します。

28	あなたが部屋の中の離れているところにあるおもちゃなどを指さすと、 お子さんがその方向を向きますか。	はい、いいえ
----	--	--------

(参考資料) 1歳6か月児健診の活用例②～広野町～

1歳6か月児健康診査票									
※ 人やものの中を記入して下さい。									
児兵名	生年月日 満年齢	年 月	性別	姉妹	年 月	地名	地名	地名	地名
保護者名	職業	紫	住 所	子	年 月	日	日	日	日
家族の状況	父 父親職業 いる 誰 きょうどうい、 人 いない病名 祖父母 祖母の妊娠 姉妹 姉妹している(ヶ月) その他 人 していない	○現在病気の人 ○現在病気の人の人	○近親結婚 ○子な保育所 保育() 夜()	1.あり 2.なし					
出生時体重	妊娠中の母の疾病異常 なし 分娩の異常 なし 早期新生兒期の異常 なし 母乳育児の異常 なし 日、保温器使用(月間) 8	2.あり (吸引分娩、帝王切開、骨盤位(さかわい)、その他) 3.強い食欲 4.けいれん 5.酸素使用(日間) 在胎期間(週) 7.その他 か月)							
既往歴	妊娠中の母の疾病異常 なし 分娩の異常 なし 早期新生兒期の異常 なし 母乳育児の異常 なし 日、保温器使用(月間) 8	2.あり (吸引分娩、帝王切開、骨盤位(さかわい)、その他) 3.強い食欲 4.けいれん 5.酸素使用(日間) 在胎期間(週) 7.その他 か月)							
予防接種	(1) 急性喉頭炎(ボリオ) (木、1回のみ、済)	(2) BCG (年、月)	(3) 鼻疽(さんしゆ)ワクチン (未、済、該当外)						
身体発育上の問題点	1 なし 2 疑 1 なし 2 疑	3 あり() 3 あり()							
運動機能の問題点	1 なし 2 疑 1 なし 2 疑	3 あり() 3 あり()							
感覚機能の問題点	1 なし 2 疑 1 なし 2 疑	3 あり() 3 あり()							
言語発達上の問題点	1 なし 2 疑 1 なし 2 疑	3 あり() 3 あり()							
生活習慣上の問題点	1 なし 2 疑 1 なし 2 疑	3 あり() 3 あり()							
ト音階・行動的問題点	1 なし 2 疑 1 なし 2 疑	3 あり() 3 あり()							
問食事栄養上の問題点	1 なし 2 疑 1 なし 2 疑	3 あり() 3 あり()							
診療科の問題点	1 なし 2 疑 1 なし 2 疑	3 あり() 3 あり()							
見育児環境上の問題点	1 なし 2 疑 1 なし 2 疑	3 あり() 3 あり()							
現病歴	1 なし 2 疑 1 なし 2 疑	3 あり() 3 あり()							
その他	1 なし 2 疑 1 なし 2 疑	3 あり() 3 あり()							

23 1, 2秒より長く、あなたの目を見つめますか、視線は合いますか	はい・いいえ
24 句かに興味を持った時、指をして云えようどしますか	はい・いいえ
25 あなたに見てほしいモノがある時、それを見せに持ってきますか	はい・いいえ
26 何かほしいモノがある時、あなた手の手をもって、らせようどしますか	はい・いいえ
27 あなたが部屋の中の隠れているところにあるおもちゃなどを指で指すと、お	りいえ・はい
28 お子さんの気にならくる行動はあるありますか	はい・いいえ
29 (迷子なり)迷子なりに迷子を上げたり、かんしゃくを起すなど)	はい・いいえ・はい
30 けいれん(けきぶり)を起こしたことではありませんか	はい・いいえ・はい
31 自分でコップを持つて水を飲めますか	はい・いいえ
32 スプーンやフォークを使って食事ができますか	はい・いいえ
33 食欲や偏食で困っていることがありますか	はい・いいえ・はい
34 「はい」と答えな場合、具体的な偏食の状況を記入してください (例えば、麦穀物や野菜によって食べないものがあるなど)	はい・いいえ
35 食事についてどんなことに注意していますか。	はい・いいえ
36 (1) 栄養がバランス (2) 形、固さなど食べやすいようにする。 (3) 持に注意なし (4) その他()	(1) 開闊() (2) 固度() (3) 持() (4) その他()
37 おやつはどのように与えていますか。 (1) 開闊() (2) 固度() (3) 持() (4) その他()	決めていない。 どんなんもの()
38 むし歯予防について何かしていますか。	はい・いいえ
39 (1) ふつう (2) かまいません (3) かまわないと (4) その他	はい・いいえ
40 育児についてどんな病に要注意ですか ()	ある・ない
41 育児のこと心配点ありますか (1) 指しゃばりがひどい (2) 睡眠にねむらない (3) 痞瘍に無関心	はい・いいえ
42 育児をしていてどんな病に要注意ですか ()	はい・いいえ
43 お母さんが髪の毛がついたときに、相談する人はいますか (夫の両親、友人、保健所の先生、その他()、いない)	はい・いいえ
44 間診者名	間診者名

「ある」または「いいえ」の場合、その理由を()に記入してください。	
1 いま治療中、または定期的に診てもらっている病気がありますか。	(はい・いいえ)
2 一人で上手に歩めますか	(はい・いいえ)
3 歩き方がおかしいという心配がありますか。	(はい・いいえ)
4 手をひかれて階段を上ることができますか	(はい・いいえ)
5 積み木を積んだり、小さいものをつめますか	(はい・いいえ)
6 4歳頃を待つてなく書きをしますか	(はい・いいえ)
7 目はよく見えていますか	(はい・いいえ)
8 横顔に涙がしがつたり、目つきや目の動きがおかしいのではないかと気になることがありますか。	(はい・いいえ)
9 お子さんの耳が鳴こえないのではないかと心配されたことがありますか	(はい・いいえ)
10 ママ・パパなど意味のある言葉をいくつか話しますか いえることは()	(はい・いいえ)
11 大人のいう簡単なことばかり言いますかがおいで、ねんね、ちょっとひびと動作を入れます、言葉のみで理解できますか	(はい・いいえ)
12 後ろから名前を呼んだとき、振り向きますか	(はい・いいえ)
13 上書きを読みうとうとすることがありますか	(はい・いいえ)
14 おしゃべりや、うんちのしつけをはじめていますか	(はい・いいえ)
15 眼りが浅かったり、短時間で起きる、寝る時間が定まらないなどお子さんの睡眠で心配なことがありますか	(はい・いいえ)
16 すぐにおもちゃは向ですか、どんなもので遊んでいますか ()	(はい・いいえ)
17 クリスマスや積木などのおもちゃを並べたり、さわったり、落としたりする遊びだけでではなく、おもちゃに合った遊び方をしますか?	(はい・いいえ)
18 本人が一人で遊んでいる時に、一緒に遊ぼうとするお遊びますか	(はい・いいえ)
19 あなたのするどこをほねしまさずか?「アワワ」「おつかテレ」など大人がやるもまなますか?	(はい・いいえ)
20 同世代他の子どもに 관심を示しますか	(はい・いいえ)
21 嬉い通りにならないときは、突然泣いて泣き止まないことがありますか	(はい・いいえ)
22 おいたり、動いたりせずおとなしくなることがありますか	(はい・いいえ)

:::::::スクリーニングを実施してみての感想:::::::

- 「この年齢ならこのくらいのことができるんですね」など、保護者の気づきにもなっていると思います。子どもの発達の振り返りや気づきにつながっていて、どの程度発達していることが正常なのかが、保護者にも具体的に伝わっているように感じます。
- ガイドラインがあることによって、項目のねらいなど何となく分かったつもりになっていた部分について、1つ1つ確認しながら健診を進めることができました。特に新任期保健師等には心強いものだったと思います。
- 問診票に保護者がもなく記入してくるので、「具体的にはどんな感じ?」「こんな場面ではどう?」など、保健師が「これを聞いたら保護者は変に思うかな? 傷つくかな?」と以前は構えて聞きにくかったことも、自然に聞くことができるようになりました。
- 保健師自身も健診で確認すべき発達が明確になり、視点が統一されたと思います。
- 以前は、「家では出来ている」ということで健診では問題とならなかった子どもが、就学時健診で問題となることもありました。この問診票では、該当項目で1つでも気になれば、要フォローとしているので、見落としは少なくなったと思います。
- 以前の問診票より項目が増えたので、問診に時間がかかるようになりました。関わるスタッフの人員について検討しなければならないと思います。特に診察を担当する医師の理解と協力も大切です。
- 「家では出来る」のに「健診の場面では出来ない」という子どもも多く、全て要フォローとすると、事後フォロー者の数がかなり増えるので、健診後のフォローアップ体制が今後の課題です。

(ウ) 3歳児健康診査におけるスクリーニング

◆必要物品◆

《問診時準備するもの》

- ① 問診票 (P. 27~38)
- ② 積み木 (3cm角の正方形のもの 1人に対して8コ程度)
- ③ 絵カードや絵本 (子どもにわかり易い絵柄のもの、物の名前、用途、色、大小などが分かるか確認するために使える内容のもの)
- ④ クレヨンと白紙
- ⑤ ぬいぐるみ、車のおもちゃ

《会場に準備するもの》

- ① おもちゃ (ブロックや車、ぬいぐるみ待っている間に親子や子ども同士で遊べるような一般的なおもちゃを用意)
- ② 集団で交流しながら遊べる場所をつくり、そこに①のおもちゃなどを置きます。



◆実施方法◆

- ①問診者により、保護者の記載内容の確認と目視確認を行い、発達の遅れや発達障がいを疑わせる症状がある場合は、さらに二次問診を行い確認します。
- ②会場で待っている間に、子ども同士や親子の関わりの様子を観察します。
- ③保育士等による集団遊び（集合、手遊び、親子遊び、親子作業）を健康診査の合間に実施し、集団活動や指示、音に対する子どもの反応などと親の様子を観察します。
- ④保護者が心配していることがあれば、問診時に内容を細かく聞き取り、会場での様子を含めてよく観察し、状況によって適切な助言と支援を行います。

【3歳児健康診査におけるスクリーニング項目】

	設 問	回 答	問診時直接確認事項 等
言語・コミュニケーション	1 自分の名前(姓名)が言えますか	はい・いいえ	問診の場所に 「絵本や絵カード」 「積み木」 「ぬいぐるみ」 「紙とクレヨン」 を用意 お子さんに 「お名前は何?」 「いくつ?」などと聞き、質 問を理解して返答できる か確認 (名前は名字と名前の両 方が言えるか確認)
	1-① 視線を合わせて話ができますか 相手の顔(目)を見て要求したり、答えたりしま すか	はい・いいえ	
	2 同年齢の子どもと会話ができますか	はい・いいえ	
	3 言葉が遅れているという心配がありますか	いいえ・はい	
	3-① 人の言葉をそのままオウム返しに言うことが続 きますか	いいえ・はい	

【3歳児健康診査用問診項目のねらいと確認事項】

発達障がい早期把握のねらい	二次問診と確認事項	
<p>自分の名前が言えることを確認すると共に、会話のやりとりができるのかを確認します。</p> <p>広汎性発達障害のお子さんは、疑問詞に答えるのが苦手だったり、概念形成が遅れたりするので適切な応答にならないことがあります。</p> <p>子どもと会話をしながら、視線が合うか確認し、対人関係を確認します。</p> <p>広汎性発達障害のお子さんは視線が合う子もいますが、視線に過剰に反応して不安になる場合や合わない場合は観察します。</p>	<p>その後、好きなものやおもちゃの話などをして、会話のやり取りが適切に出来ることを確認します。一方的に自分の話をすることがオウム返しの応答がないか確認します。</p> <p>◆質問例:「今日は誰と来たの?」「家では何して遊ぶの?」</p> <p>《確認のポイントと質問例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の名前(名字と名前の両方が言えるか確認します。) ・物の名前 ・物の用途(使い方や場面に応じた選択ができるか確認します。「雨が降ってきた時使う物はどれ?」など) ・物の概念(「動物はどれ?」「食べ物はどれ?」など) ・色の識別(「何色?」「赤はどれ?」など) ・長短(鉛筆などで「長いのはどっち?」など) ・大小(「大きい方はどっち?」など) 	1 言語・コミュニケーション
<p>子どもと会話をしながら、視線が合うか確認し、対人関係を確認します。</p> <p>広汎性発達障害のお子さんは視線が合う子もいますが、視線に過剰に反応して不安になる場合や合わない場合は観察します。</p>	<p>視線が合わない場合は、保護者へ確認します。視線が合わないお子さんでも、家庭の中では要求の時のみ視線が合ったりします。そのような場合は、家族は気がつかないことが多いので、客観的な視点での判断が必要です。</p>	2 言語・コミュニケーション
<p>友達と遊ぶことに興味を持ち、会話が可能か確認します。</p>	<p>他の子どもへの興味や関心をもち、近寄って行ったり、一緒に遊んだりしているか確認します。</p> <p>また、子ども同士のやりとりで、一方的に自分の話したいことだけを話している場合はないか、会話がやりとりとして成立しているか注意して確認します。</p>	2 言語・コミュニケーション
<p>言葉の理解ができず、コミュニケーションが難しいと感じることはないか確認します。</p> <p>また、言葉の数が増えない、使い方がおかしいと保護者が感じていないかを確認します。</p>	<p>言葉の遅れがある場合、気にする保護者は多いですが、一方で、遅れていた言葉が出ると「出たから良い」とされてしまうこともあります。</p> <p>独り言やオウム返し、ジャーゴン(どこの国の人にもない音の連なり)がみられていたり、一方的に話しかける状態になっていたりしないかを確認します。</p>	3 言語・コミュニケーション

【3歳児健康診査におけるスクリーニング項目】

	設問	回答	問診時直接確認事項 等
遊び	4 すきなおもちゃは何ですか、どんな風に遊んでいますか	記入	
	4-① おもちゃに合った遊び方をしますか	はい・いいえ	
	4-② 道路標識やマーク、数字、文字に、特別強い興味を持つことがありますか	いいえ・はい	
	4-③ ビデオ(VTR)やDVDなどの特定の場面を繰り返し見ることが好きですか	いいえ・はい	
	4-④ きらきら光るものやくるくる回るものに、強い興味を持っているようにみえますか	いいえ・はい	
	4-⑤ だっこやくすぐるなど触られることを極端に嫌がりますか	いいえ・はい	

【3歳児健康診査用問診項目のねらいと確認事項】

発達障がい早期把握のねらい	二次問診と確認事項	
<p>どんなおもちゃが好きか、また、おもちゃでどのようにして遊んでいるのかを確認します。</p> <p>遊びに関する情報は発達を考える上で、非常に有用です。</p>	<p>遊びの種類、遊び方、集中している時間、一人遊びになっていないか、周囲から関わられた時に拒否的にならないか、おもちゃを介して人と遊べるかどうか等を確認します。</p>	
<p>広汎性発達障害のお子さんはおもちゃを本来の使い方で使用しないことがありますので、その特徴がないか確認します。</p>	<p>電車の車輪が回るのを横から見ている、積木を並べて遊んでいるなど、本来のおもちゃの遊び方以外の使い方をしていないか確認します。</p> <p>また、特定の物に興味関心が高い場合や、本来おもちゃではない物に興味を示す場合もありますので、その状況を聞き取ります。</p>	
<p>他のものに比べて、特にマーク・数字・文字等に興味があるかどうかを尋ねます。ある特定の物に興味を持つとそれだけに集中することがないか確認します。</p>	<p>「教えてもらいないのに」強い興味やこだわりを持った物のことを覚えていることがあれば注意して聞き取ります。</p> <p>また、それに対する興味の強さ、集中度、それ以外の物へ移行できないほどのこだわり等も確認します。</p> <p>保護者が特技として高く評価したりする場合があるので、否定的にならないよう注意します。</p>	遊び 4
<p>こだわりが強く、それが連続的にくり返されることで本人が安定を保つための行動がないか確認します。</p>	<p>同じような刺激を受けられるもので、感覚遊びに没頭するがないか確認します。個人によってこだわりのスタイルも違います。</p> <p>こだわりの形態、程度などを確認し、日常生活への影響がないか聞き取ります。</p>	
<p>感覚過敏がないか確認します。(触覚過敏)</p>	<p>感覚に対する過敏性を持っている場合があります。</p> <p>触覚過敏の場合、抱っこや触られことだけでなく、服の布地などにも反応します。足の裏の過敏によりつま先歩きになる場合もありますので、よく観察します。</p> <p>それ以外の感覚器においても、過敏となることがあります。</p>	

【3歳児健康診査におけるスクリーニング項目】

		設 問	回 答	問診時直接確認事項 等
遊び	4	4-⑥ 同年代の子どもと、かいじゅうごっこ、ままごとなど役割のあるごっこ遊びができますか	はい・いいえ	
		4-⑦ 同年代の子どもとのごっこあそびで、役割を変えてできますか	はい・いいえ	
自我	5	年下の子どもの世話をやきたがりますか	はい・いいえ	
	6	何でも自分でしたがりますか	はい・いいえ	
運動発達	7	手を使わずに一人で階段をのぼれますか	はい・いいえ	
	8	クレヨンなどで丸(円)を書きますか	はい・いいえ	クレヨンで閉じた丸が書けるか確認
生活習慣	9	衣服の着脱を一人でしたがりますか	はい・いいえ	
	10	昼間のおしっこを前もって知らせますか	はい・いいえ	
	11	歯みがきや手洗いをしていますか	はい・いいえ	

【3歳児健康診査用問診項目のねらいと確認事項】

発達障がい早期把握のねらい	二次問診と確認事項		
<p>広汎性発達障害のお子さんは想像力の障がいがあり、それぞれの役柄の心情や相手の言葉の意味を様々な場面から読み取ることが苦手でコミュニケーションの困難さがあるとごっこ遊びはできません。</p> <p>ごっこ遊びにおいて、簡単なルールや役割を理解して演じることができるか確認します。</p>	<p>保育所に行ってたり、近所に同年代の子がいたりするのに遊べない場合は、様子を確認します。</p> <p>また、遊ぶ相手がない場合でも、家族との遊びでできるかどうかを確認します。その場合、大人とはできるが子ども同士ではできないなどの状況がないかも確認します。</p> <p>いつも同じ役割をしていて進展がない場合は、できないと判断します。</p>	遊び	4
<p>ごっこ遊びにおいて、役割を理解し、交代して演じることができるか確認します。</p>		5	自我
	自我の発達を見るうえで必要な項目です。	6	
<p>身体の動きにぎこちなさがないか、運動面の発達状況を確認します。</p>	<p>会場に階段がある場合や階段がある遊具の設置が可能な場合は、会場で実際に歩く様子を観察して確認します。</p> <p>1段ずつ両足をそろえて階段を上るのは2歳6ヶ月頃です。できない場合は、粗大運動の遅れや養育環境に問題がないか確認します。</p>	7	運動発達
<p>丸を描く、はさみが使える、積み木が積めるなどは、知的な発達、微細運動の発達が関連します。</p>	<p>丸は、閉じた○であることを確認し、あわせて×も書いてもらうようにします。</p> <p>できない場合は、協調運動や知的な遅れ、養育環境に問題がないか確認します。</p>	8	
<p>広汎性発達障害のお子さんは知的に高くても、基本的な生活習慣の習得が遅れことがあります。</p> <p>また、いつもの手順と順番が変わったり、場所が変わったりすると極端にできなくなるなど、こだわりがないか確認します。</p>	<p>自我の発達が芽生えているか確認するとともに、生活習慣の確立に向けたしつけなど保護者の関わりの状況も確認します。</p> <p>また、発達障がいを見る観点から、子どもにこだわりやパターン化があり、それが守られないときパニックになることなどがないか、併せて確認します。</p>	9 10 11	生活習慣

【3歳児健康診査におけるスクリーニング項目】

	設問	回答	問診時直接確認事項 等
生活習慣	夜泣きがなく、朝まで眠りますか	はい・いいえ	
	12-① 夜中、おもらしをしますか	いいえ・はい	
	12-② 夜中、寝ぼけたり怯えて走り回ったりするなど、気になる行動はありますか？	いいえ・はい	
	13 ほぼこぼさないで一人で食べますか	はい・いいえ	
	良く噛んで食べる習慣はありますか	はい・いいえ	
	14-① 食欲や偏食で困っていることがありますか	いいえ・はい	
感情のコントロール	「ある」と答えた場合、 具体的な偏食の状況を記入してください	記入	
	ひどく不安を示したり、恐れたりすることはありますか	ない・ある	
	15-① 「ある」と答えた場合、 初めての場所や知らない人の前などでなかなか場に慣れないことはありますか	いいえ・はい	
	15-② ある種の音に過敏に反応して不機嫌になりますか？(掃除機やトイレの水洗、エアータオル、赤ちゃんの声などが聞こえると耳をふさぐなど)	いいえ・はい	
16	普段通りの状況や手順が急に変わると、混乱して、パニックを起こしますか	いいえ・はい	

【3歳児健康診査用問診項目のねらいと確認事項】

発達障がい早期把握のねらい	二次問診と確認事項	
<p>広汎性発達障害のお子さんは、眠りのパターンが定まらない、眠りが浅い、短いなど睡眠の問題がある場合があります。</p> <p>3歳児では、トイレットトレーニング中の場合を除き、ほとんど夜尿や夜驚がなく朝まで入眠するようになります。</p>	<p>1日の生活リズムの中での睡眠パターンを確認し、睡眠の導入の状況、途中で覚醒した後の状況(短時間で起きてしまいその後なかなか寝付かないなど)、抱っこしていないと寝ないとについて確認し、保護者の生活にも影響が出ていないか確認します。</p> <p>夜尿だけがあり、その他睡眠に特に問題がない場合は、フォローの必要はありません。</p>	12
<p>基本的な生活習慣やスプーン、フォーク、箸などを使って食事ができるか確認します。</p>	<p>卒乳は完了しているか確認</p> <p>保護者が全て食べさせてあげているのか、禁止や叱責が多いため受動的になっているのか、他に何か問題があるのかなど、原因を見極める必要があり、生活の様子を聞き取ります。</p>	13 生活習慣
	咀嚼力が弱くないか確認します。	
<p>偏食には味覚、視覚、嗅覚、温度覚などの感覚過敏の問題が混じり合っています。</p> <p>感覚過敏から偏食になることがあります、食事に困るような極端な偏食などがある場合は注意して聞き取ります。</p>	<p>食べる物が極端に限られている、あるいは調理方法が異なると食べない等がないか、保護者が食事を作るのに苦労したり、その子のためだけに準備をしてたりすることがないか確認します。</p> <p>このような場合には、無理に食べさせないようした方が良いこともあるため、保護者へのアドバイスには十分注意します。</p>	14
<p>広汎性発達障害のお子さんは想像力の障がいがあり、初対面の人や慣れない場所、急な予定変更などで見通しが持てなくなり混乱します。</p> <p>新しい場所や人になかなか慣れず、パニックになることはないか確認します。</p>	<p>初回と2回目で全く違う反応をすることもあるため、注意して観察します。</p> <p>感情発達も遅れることがあります、自分の感情の把握が難しく表現することができないお子さんも多いようです。</p> <p>知的な能力が高くても、自分の感情をコントロールする力が育ちにくいことがあります。</p> <p>感覚偏奇の問題もあり、感覚が過敏で混乱することもあります。これらの項目はいずれも注意深い聞き取りが重要になります。</p>	15 感情のコントロール
<p>広汎性発達障害のお子さんは聴覚が過敏であることがあります、特定の音を嫌がることがあります。</p>	特定の音を極端に嫌がる場合は、どんな音に過敏なのか、具体的にその時の様子を確認します。	
<p>広汎性発達障害のお子さんは、予定や手順が変わったときの対処方法が限られており、混乱しパニックを起こすことがあります。</p>	やっていることを急にやめさせられたり、約束が変わったり、叱られたりしたことでパニックになり、急に大声を出したり泣き止まなくなる事がないか確認します。	16

【3歳児健康診査におけるスクリーニング項目】

	設問	回答	問診時直接確認事項 等
感情のコントロール	17 同年代の子どもを叩いたり、噛むことが多くて困ることはありますか	ない・ある	
	18 ひどく落ち着かず注意が集中できなくて困ることがありますか	いいえ・はい	
	19 指しやぶり、爪かみ、ひどい人見知りなど困っていることがありますか	いいえ・はい	
	19-① お子さんの気になる行動はありますか。 (くるくる回る、手を顔の前でひらひらさせる、体を揺する など)	いいえ・はい	
保護者の関わり	20 お母さんはお子さんとよく遊んでいますか	はい・いいえ	どんな遊びが多いのか確認し、関わりの程度を把握
	21 お父さんはお子さんとよく遊んでいますか	はい・いいえ	
疾病	22 生まれつきの病気はありますか	いいえ・はい	
	23 ぜんそくやアトピー性皮膚炎といわれたことはありますか	いいえ・はい	
	24 けいれんを起こしたことはありますか	いいえ・はい	

【3歳児健診用問診項目のねらいと確認事項】

発達障がい早期把握のねらい	二次問診と確認事項	
<p>知的な能力が高くても、衝動性など自分の感情をコントロールする力が育ちにくいくことがあります。</p> <p>コミュニケーションが上手く取れなかったり、こだわりが強かつたりすると、乱暴な行動につながることもあります。</p>	<p>「他の子のおもちゃを勝手にとったり、遊びの順番が守れなかつたりする。友達を突き飛ばしたり、おもちゃで叩いたりする。注意されたことが守られずに何度も同じことを繰り返し、気に入らないとかんしゃくを起こす。」等があるか確認します。</p> <p>障がいがないお子さんにもこの様な言動があることがあるのでその状況や程度を確認します。</p>	17
<p>自分の興味があるところへ突進してしまい多動となります。何かを行っているときに、音や視野に他のことが入ったりすると興味が次々と変わり、落ち着かなくなります。</p>	<p>行動の目的が周りの人に理解できないような動き方で、しかも、絶えず目まぐるしく動き回ることがないか確認します。</p>	18
	<p>情緒不安を解消するために行っていることが多く、無理に止めさせる必要はありません。遊びを介して関わり、他の技能を発達させるようにします。</p>	19
<p>広汎性発達障害のお子さんは常同行動がみられることがありますので、そのような行動がないか確認します。</p>	<p>一人の時や嬉しい時に、繰り返される同じパターンの行動やそれに没頭する様子があれば注意して確認します。</p>	
	<p>保護者の関わりを確認します。親子でうまく遊べているのか、一人で遊ばせることが多いのかなどを確認します。</p> <p>一緒にどんな遊びをするのか、どんな遊びをすると喜ぶのか確認することで、保護者の関わりの程度や能力、子どもの遊びの特徴も確認できます。</p>	20 21
		22
		23
<p>「てんかん」は広汎性発達障害の場合、一般の約10倍という高率の合併を認めるため、注意して聞き取ります。</p>	<p>「けいれん」「熱性けいれん」などを起こしたことがあるか、時期回数などを確認します。</p>	24

【3歳児健康診査におけるスクリーニング項目】

	設問	回答	問診時直接確認事項 等
保護者の様子	25 育児をしていてどんな時楽しいと思いますか	記入	
	26 育児に心配がありますか	いいえ・はい	
	27 育児は疲れますか	いいえ・はい	
	28 お母さんが悩んだり困ったりしたときに、相談する人はいますか →「はい」の場合、具体的に記入)	選択・記入 夫、自分の両親、夫の両親、 友人、保育所の先生、その他()、いない	
	29 その他心配なことがありますか →「はい」の場合、具体的に記入)	いいえ・はい	

【3歳児健診用問診項目のねらいと確認事項】

発達障がい早期把握のねらい	二次問診と確認事項	
		25
保護者の訴えの中で、子育てが大変であったり、他の兄弟と比べて気になることがあったり、または、不安がある中に広汎性発達障害を疑う内容が把握される場合があります。 保護者が気になる点については、充分に聞き取りします。	以前から気になっていたことなど、大きな問題でなくとも記録し、母親が心配であれば、健診後に個別相談や家庭訪問の機会を設定します。 何度か面接するなかで初めて聞き取れることもありますし、保護者の気づきにつながることもあります。	26 27 28 29
		保護者の様子



3歳児健康診査票

矢吹町

◎ご本人を保護者が記入してください。

検査日

年齢	身長	cm (10p以下・50p・30p以上)	体重	kg (10p以下・50p・30p以上)	
年齢	尿検査	蛋白 (+ ± -) 糯 (+ ± -)	年 間	月 日実施	
年齢	尿検査	蛋白 (+ ± -) 糯 (+ ± -)	年 間	月 日実施	
ありがな	・検査状態	1. 良 2. 普通 3. 不良 4. その他()	1. 具常なし		
幼児名	・頭面部	1. 黒常なし 2. 所見あり ()	2. 指指()		
主な 保育者	・胸部	1. 黒常なし 2. 所見あり (心臓音)	3. 呼吸()		
平日 量 (母・父・祖父・祖母・保健所・その他)	・腹部	1. 黒常なし 2. 所見あり (肝脾腫・そばい・ヘルニア)	4. 愛物()		
平日 後一朝 (母・父・祖父・祖母・保健所・その他)	・骨盤・四肢	3. 黒常なし 2. 所見あり (筋肉過緊張)	5. 薬治療()		
妊娠期間	・皮膚	1. 黒常なし 2. 所見あり ()	6. 治療中()		
出産時の異常 : なし・帝王切開・吸引分娩・骨盤狭窄症	・その他	1. 黒常なし 2. 所見あり ()	紹介先()		
出生時の異常 : なし・腹死・けいせん・強い黄疸・光線療法・交換輸血					
出生時の異常 : なし・腹死・けいせん・強い黄疸・光線療法・交換輸血					
保育器使用(日間)					
＜所属している人に○をつけてください＞					
その他の()					
父() 母() 爪()・祖父()・祖母()・兄弟()・姉()・妹()					
＊現在の身の丈(身長 無・有)妊娠(か月)					
【予防接種】※済んだものに○をつけて下さい					
1. BCG	E D C B A	A B C D E	左		
2. 三種混合(回)	E D C B A	A B C D E	右		
3. ポリオ(回)					
4. 麻疹・風疹(二混)					
5. 日本脳炎(同)					
6. その他()					
病名					
病院名					
【今までつかひたった薬】(入院:無・有)					
(か月の時)					
・現在薬 本 健全歯(/CO,シ): 本 むし歯歯数(C,シサ): 本 歯科医者(C,シ): 本					
未処置歯(C,シ): 本					
問題点	指掌内容				
言語・コミュニケーション	1. なし 2. あり	1. 生活指導 (生活リズム、营养、運動等)			
遊び	1. なし 2. あり	2. 食生活() 3. 勤務時間() 4. 次回検診() 5. 受診制限()			
自我	1. なし 2. あり	1. 当日指導 2. おもてなし() 3. 食事指導 (断乳、食事内容) 4. 手際改善 5. その他			
運動系適	1. なし 2. あり	1. 生活指導 (生活リズム、营养、運動等)			
アシケト生活習慣	1. なし 2. あり	2. 食生活() 3. 勤務時間() 4. 次回検診() 5. 受診制限()			
栄養	1. なし 2. あり	6. 糖尿() 7. その他()			
歯科	1. なし 2. あり	8. その他			
所見	1. なし 2. あり				
身体	1. なし 2. あり				
保護者の様子	1. なし 2. あり				
視覚上の問題	1. なし 2. あり	9. その他			
聴覚上の問題	1. なし 2. あり	10. その他			
その他					
		問診者名			

お子さんの健康等のアンケート(3歳児健診)

*お子さん三ついてあてはまるところは好んで下さる。

		はい・いいえ
17 衣服の着脱をひとりでできますか		はい・いいえ
18 衣服の前・後、着裏がわかりますか		はい・いいえ
19 屋間のおしつこを断もつて知らせてますか		はい・いいえ
20 睡眠についてお聞きします (起床 時 閉眼時間 時 開眼 時 間)		はい・いいえ
21 お子さんの生活リズムは、「ほぼ決まっていますか」 「ほぼ決まりないで一人で食べますか」 「よく自分で食べる習慣はありますか」 「ある」と答えた場合、具体的な歎食の状況を記入してください		はい・いいえ
22 「ある」と答えた場合、具体的な歎食の状況を記入してください		はい・いいえ
23 牛乳(cc/日)、お茶(cc/日)、ヨーグルト(cc/日)、牛乳飲料(cc/日)、スポーツ飲料(cc/日)・その他の乳製品飲料		はい・いいえ
24 お子さんは毎日がきをしていますか 大人が仕上げ歯磨をしていますか		はい・いいえ
25 身体の異常に心配なことがありますか		はい・いいえ
26 生まれつきの身体の異常はありますか		はい・いいえ
27 センスくやアビ一性障害と診て貰ったことがありますか		はい・いいえ
28 けいんを起こしたことありますか（ 繩痕 回）		はい・いいえ
29 お母さんはお子さんとよく遊んでいますか		はい・いいえ
30 父父さんはお子さんとよく遊んでいますか		はい・いいえ
31 寄りをしてどんな娛樂だと思いますか()		はい・いいえ
32 寄りは嫌われますか		はい・いいえ
33 お母さんが寝込んだり困ったときに、相談する人はいますか (夫、自分の両親、友人、保健師、先生、保健室の先生、その他())		はい・いいえ
34 「いい」と答えた場合、具体的な内容を記入してください		はい・いいえ

(工) 実施後の判断

健康診査におけるスクリーニング後は、事後カンファレンスを実施し、健康診査に関わったスタッフ間で情報を共有しながら、総合的に判断します。

なお、カンファレンスにおける判断の際には、保護者が心配していることについて、その内容を十分に反映させることが大切です。

〈判断基準〉

① 経過観察

以下の項目で、ひとつでも問題があれば、経過観察の対象とします。

1歳6か月児健康診査	感覚（スクリーニング項目 No.20） 言語理解 遊び コミュニケーション（特にスクリーニング項目 No.35） その他（スクリーニング項目 No.36）
3歳児健康診査	言語・コミュニケーション 遊び 生活習慣（スクリーニング項目 No.14—①） 感情のコントロール

② 精密検査

上記の経過観察となる項目の中で、複数に問題があり、保護者も心配していれば、精密検査の対象とします。

ただし、保護者が問題となる症状を全く心配していない、気づいていない場合などは、受診を拒否する場合もあります。その場合は、無理に精密検査を勧めずに、経過観察の対象とし、集団場面で子どもの様子を見る機会などを積極的に活用し、保護者が子どもの状況を理解しやすいよう工夫します。その間、子どもの発達状況も確認し、保護者の気持ちの変化に合わせて精密検査を勧める機会を待ちます。

(才) 事後措置

①経過観察

a 1～2か月後に、家庭訪問をするか健康相談への出席を促し、保護者との信頼関係を構築しながら、その場で保護者の聞き取りをするとともに自ら目視確認をし、スクリーニングの結果チェックされた項目について、状況を確認します。

また、保護者には集団で行う育児教室やあそびの教室など他の子ども達と遊び機会に参加してもらい、子どもの様子を経過観察するとともに、子どもの特徴を保護者に理解してもらう機会を作ります。

保育所や幼稚園に入所している場合は、保護者の了解を得て、普段の様子や集団生活での様子を保育士や幼稚園教諭等へ確認する方法も経過をみていく上では有効です。

b スクリーニングの結果チェックされた項目に変化が無い場合や問題が増加した場合、

また、保護者が心配している場合には、精密検査の対象とします。

c 「二次スクリーニング（相談会）」や「発達支援教室」を実施している市町村は、それらの事業を確認の機会とします。

●経過観察時の注意点●

①経過観察の計画を立てましょう。

「いつまで」「どのような事柄を」「誰が」「どのようにして」経過観察するか、具体的に計画し、保護者へも伝えます。

②担当者が一人で抱え込まないようにしましょう。

同じ機関の仲間や他機関の専門家に意見を聞いたり、事例検討会等で効果的な支援について検討したりします。

③子どもの発達や特徴、経過を保護者にも分かるように説明しましょう。

経過が分かるように母子健康手帳や相談支援ファイル等に記載することも一つの方法です。



②精密検査受診に向けて

- a 精密検査受診については、保護者が理解できるように、よく説明するとともに、専門機関（医療機関・児童相談所・発達障がい者支援センター等）の医師が健診の結果を把握できるよう保護者の同意を得た上で情報提供します。
また、特に保護者の不安や心配な様子が強くうかがえた場合などは、すぐに家庭訪問を実施し、保護者に十分説明するなどのフォローを行います。
- b 受診に関しては、いつ頃までに受診すればよいのかを明確にし、受診結果を市町村母子保健担当者まで連絡していただくよう保護者へ説明します。万が一、期日までに受診できなかった場合には保護者から連絡を入れてもらうように説明します。
- c 確実に受診を促すために、期日前に訪問あるいは連絡を行い、受診予約状況を確認します。
- d 受診の結果療育を行う必要が認められた場合には、保護者の不安軽減に努めるとともに保護者同意のもと、障がい福祉の担当と連携し、必要な療育の導入につなげます。
- e 未受診になることがないように、受診状況を確認します。
- f 精密検査や専門医療機関受診の必要性について保護者の理解が得られない場合は、市町村における事例検討会の機会（P52）を活用し、今後の方向性について検討します。事例検討を行う際には、個人情報に十分に配慮しながら実施します。

③事後管理

事後管理の必要なケースについては、その経過がわかり、適切な支援につなげるために、台帳等を整備します。

母子保健担当者が台帳を活用し、事後管理の実施状況を整理しておくことで、支援の実施漏れや支援の停滞がないか把握することができます。

スクリーニング等で発達障がいの疑いがある子どもを把握しても、その後の経過観察を通しての判断や発達支援等が行われない、または、中断して支援の時期を逃してしまわないよう、適切な事後管理が必要です。

◆支援の例◆

【A市の場合】

1歳6ヶ月児健診で「ことばの遅れ」「視線が合わない」等で経過観察となり、市の発達支援教室でフォローしていたが、やっぱり精密検査が必要とカンファレンスで判断された。



A市の保健師が、発達支援教室終了後に保護者に精密検査の必要性を伝えたが、不安な様子が伺えたので、後日家庭訪問し、母親の思いを聞きながら精密検査につながるよう関わった。

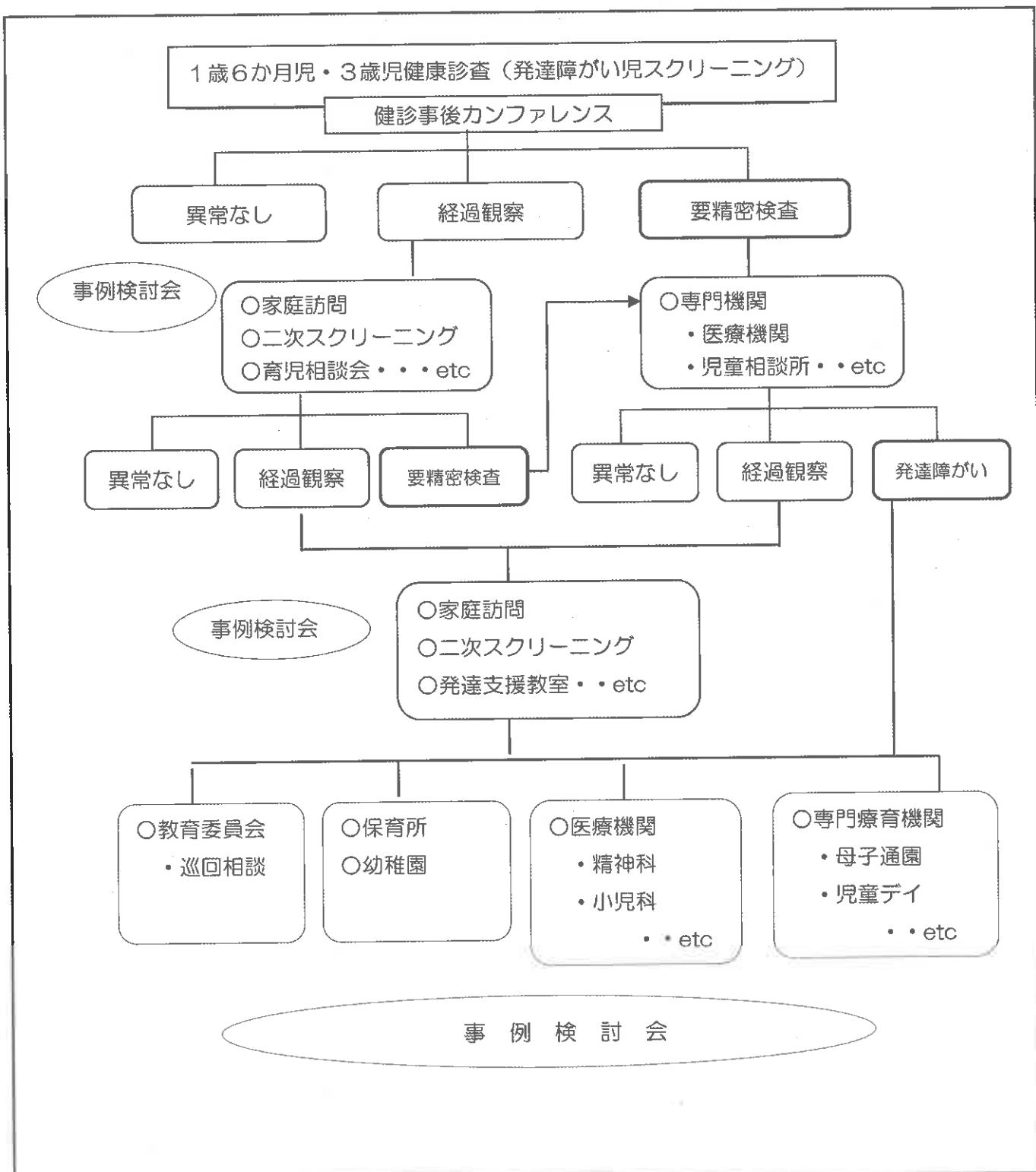


専門医療機関を受診。



確定診断とともに児童デイを紹介されたので、市の福祉課と連携し、児童デイに通園できるよう調整しながら、母親の不安や思いに沿って関わるなど、母親への支援も行った。

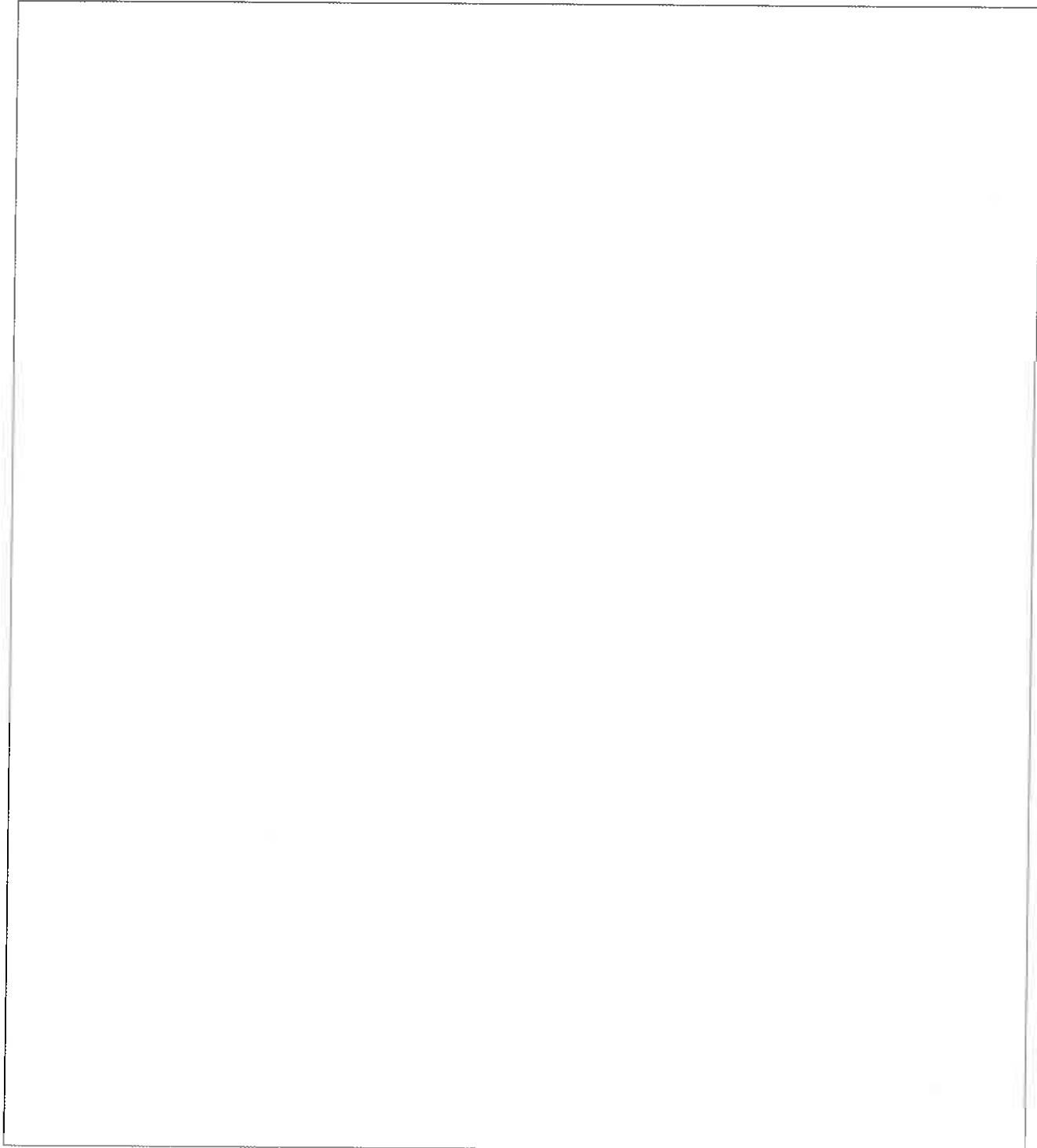
◆幼児健康診査における発達障がい児スクリーニング後の支援フロー図（例）◆





自分の町の幼児健診後
のフロー図はどのように
なっていますか？

◆ 幼児健康診査における発達障がい児スクリーニング 後の支援フロー図◆



(3) 早期支援

ア 支援の目的

子どもと家族の苦痛を最小限にするとともに、人とのコミュニケーション全般や身辺自立など日常生活への適応をよりよくすることを目的とします。

イ 支援のポイント

- ①継続的な支援が必要です。
- ②保護者へ子どもの発達の特徴を理解してもらいます。
そのために、伝える側は以下のことを明確にしておきます。

- 子どもの発達の状況
- 保護者の受け止め方
- 次の確認時期、方法

- ③保護者へスクリーニングの結果をフィードバックし、今後の対応を支援します。

- 個人差を強調しながら関わりの必要性を説明
「子どもの発達の仕方は一人一人さまざまですが、こんな風に関わってみるのも良いかもしれません」・・・etc
- 平均との違い（強みと弱みと両面）を指摘
「お子さんのコミュニケーションの発達の仕方は、多くの平均的なお子さんのとは少し違っているように思われます」・・・etc
- 専門的な行動観察や発達検査の意義を説明
「現在のお子さんの発達状況に一番合った遊びや関わりを工夫しましょう」・・・etc

- ④保護者が育てにくさや発達障がいかどうか心配している場合、身近なところで相談や育儿支援ができる体制が必要です。
- ⑤保護者が子どもの障がいに気づかない、または、受容できない場合は、保護者の気持ちに寄り添いながら受容できない背景を把握し、一緒に考え対応できるよう支えていく必要があります。
- ⑥親の子育てに家族のサポートが受けられるよう働きかけます。
支援の対象は子どもと親だけでなく、きょうだいや祖父母など家族全員です。
- ⑦家族のニーズにあったサービスの提供と、子どもの力の前向きな評価を心がけます。
- ⑧保護者が障がいの特性を理解し、納得するには時間がかかります。支援を急がず、ただし、必要な情報や手段は伝えていくことが必要です。

ウ 支援の機会

次のような市町村の母子保健事業の機会を活用して、継続した支援を行います。

事 業 名	活 用 内 容
健康診査、健康相談 家庭訪問	明らかな発達障がいの特徴はないが、スクリーニング項目で問題がないと言い切れない場合は、気になる点を保護者と一緒に確認する機会とします。
あそびの教室 子育て支援事業	集団の中での子どもの様子を観察することで、その子の特徴を把握するとともに保護者の関わり方や親子関係も観察することができます。
二次スクリーニング (相談会) (※1運営例)	明らかに発達障がいの特徴がある場合や、保護者が子どもの発達を心配している場合は、専門職により子どもの発達状況を確認し、子どもへの関わり方を助言します。
発達支援教室 (※2運営例)	発達障がいの特徴がある場合、子どもの発達の状況を確認するとともに、保護者に対し、子どもへの関わり方を支援する機会とします。 また、集団生活に入る前に、集団活動の体験の機会とし、集団活動での気になる行動に対する対応について検討することもできます。

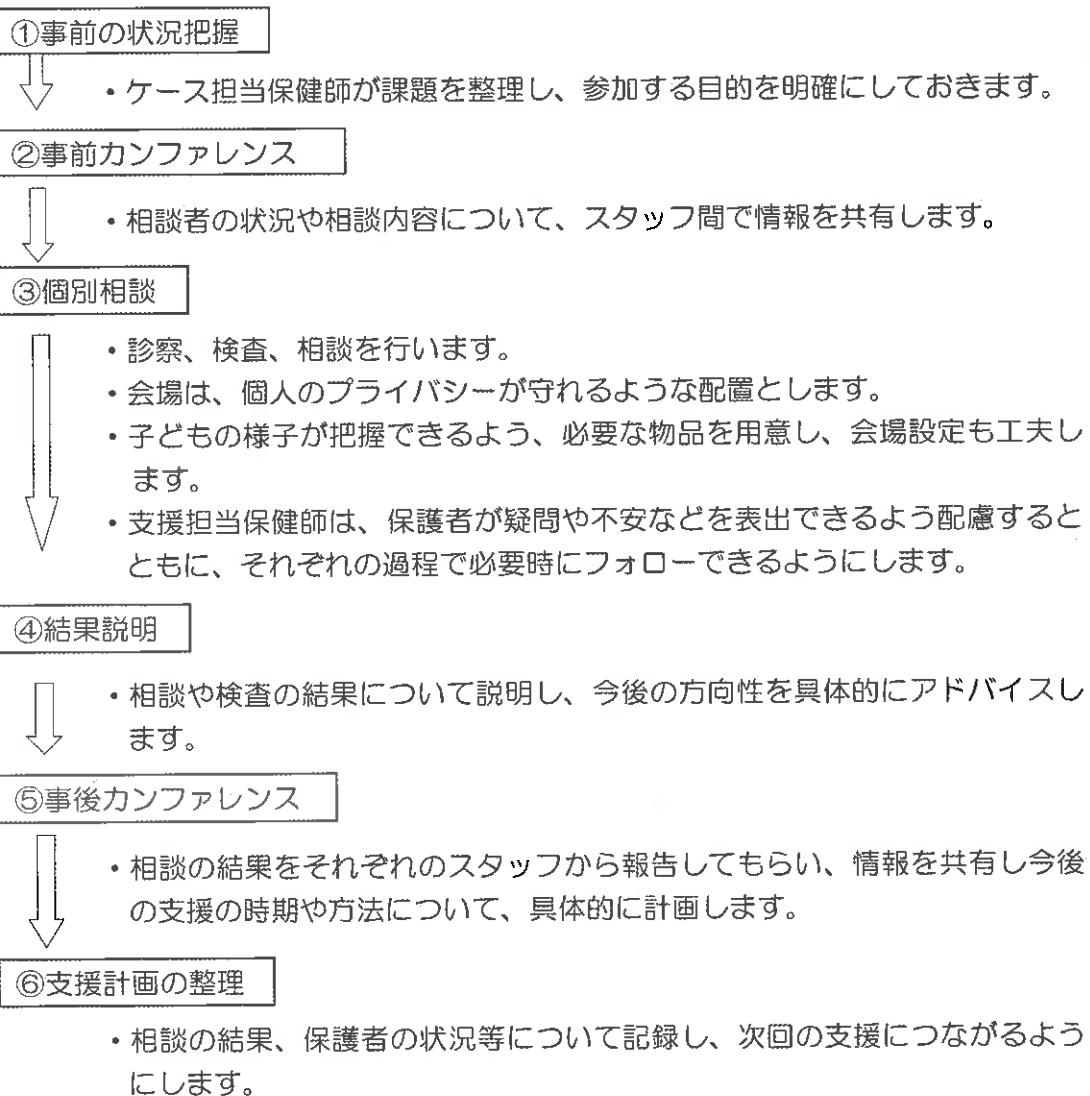


※1 二次スクリーニング（相談会）の運営方法の例

◇形 式 個別相談

◇スタッフ 児童精神科医や小児神経専門医、心理士（臨床心理士、心理判定員）、相談支援専門員、理学療法士、作業療法士、保育士、幼稚園教諭、特別支援教育に関する教員、児童相談所職員、市町村において必要なスタッフ

◇運営方法



◇運営に関する注意点

- ①専門医や心理士のスタッフの確保が困難な場合は、近隣市町村と広域で行うことも検討する必要があります。
- ②専門医療機関へ委託する場合は、結果が確実に把握できる体制の整備が必要です。



※2 発達支援教室の運営方法の例

◇形 式 集団活動

◇スタッフ 心理士（臨床心理士、心理判定員）、保育士、幼稚園教諭、理学療法士、作業療法士、相談支援専門員、特別支援教育に関わる教員、児童相談所職員、市町村において必要なスタッフ

◇運営方法

①事前の状況把握



- ・ケース担当保健師が課題を整理し、参加する目的を明確にしておきます。

②事前カンファレンス



- ・参加者の状況や課題について、スタッフ間で情報を共有します。

③発達支援教室



- ・個別活動・集団活動・親子分離活動・個別相談などを年間の計画の中で組み合わせて行うようにします。
- ・教室では、プライバシーを保護しながら、保護者同士の交流もできるようにします。
- ・会場には、集団活動のスペースの他に、子どもが落ち着けるスペースの確保や個別相談ができる場所の確保も必要です。

④事後カンファレンス



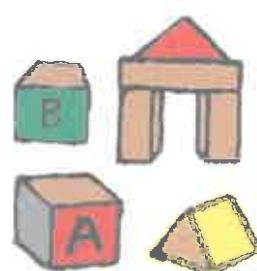
- ・相談の結果をそれぞれのスタッフから報告してもらい、情報を共有し今後の支援の時期や方法について、具体的に計画します。

⑤支援計画の整理

- ・相談の結果、保護者の状況等について記録し、次回の支援につながるようにします。

◇運営に関する注意点

- ① 子どもが保育所や幼稚園などに通っている場合は、保護者の了解を得て、担当保育士や担任幼稚園教諭と連絡をとり、集団生活の中での様子などを情報収集に努めます。
- ② 人口規模によっては、対象となる子どもの数が少なく、集団活動の場とならない場合は、近隣の市町村と広域で行うことも検討する必要があります。その場合、会場までの距離が遠くなるなどのデメリットもあり、工夫が必要となってきます。



工 専門機関（p70 参照）へのつなぎ方

受診・相談前の保護者の不安な状態



専門機関受診・相談

<専門機関へのつなぎ方ポイント>

- 保護者へ受診・相談の目的を充分に説明しましょう。
 - ・保護者が受診・相談先で説明できるようにします。
(母子健康手帳や連絡票の活用)
- 専門機関へ問題点や相談したいことを伝えられるよう支援します。
 - ・保護者の承諾を得て、事前に専門機関へ情報提供（※）することで確実に状況が伝わります。
- 保護者の気持ちに寄り添い、サポートしましょう。
 - ・保護者の気持ちを傾聴します。
 - ・受診までの間も適切に関わることができるよう支援します。

専門機関



*情報提供内容の例

- 基本的な情報
 - 氏名、生年月日(年齢、月齢)、住所、家族構成
- 関わりの経過
 - ・支援が必要と判断したきっかけ
 - ・乳幼児健診等母子保健事業で経過観察等が必要と判断された項目、内容、程度
- 現在の問題点・受診・相談のきっかけ
 - ・子どもの発達に関すること
 - ・保護者や家族に関すること
(心理的・経済的な負担、理解の程度)

(4) 地域での関わりに困ったら・・・

発達障がいやその疑いのある子どもたちへの支援について、判断に悩んだり、計画した支援の方法でうまく支援が進まなかったりした場合には、支援担当者のみで抱え込まないことが大切です。

次のような機会を活用し、スタッフ間で事例検討を行うとともに、市町村役場内の関係各課との検討や、地域の様々な関係機関や専門家のアドバイスを得ながら支援方法の検討を行うことが大切です。

検討の機会	内 容
①ケースカンファレンス	市町村母子保健担当課内や関係各課の担当職員によって行われる事例検討会のことです。特に、支援が困難な場合や支援が中断した場合などには、速やかに検討を行います。
②乳幼児事例検討会	ケースに関わる関係機関（市町村職員、保育所、幼稚園、小学校、子育て支援センター、相談支援専門員、児童相談所、保健福祉事務所等）の担当職員により、ケースの経過報告や情報交換を行い、具体的支援について検討を行います。 定期的に行うことで、関係機関の連携が図られ、効果的な支援につながります。
③要保護児童対策地域協議会	虐待を受けた児童だけでなく、発達障がいにより保護者が関わりの難しさを感じていたり、不適切な関わりをしているなど、ひとつの機関だけで解決するのは困難な場合、関係機関が連携し協同したりして、お互いの機関や個人では対応できない部分を補いながら支援を行うために設置しています。 この地域協議会は、「代表者会議」「実務者会議」「個別ケース検討会議」などを実施しており、個別ケース検討会議を活用して、各機関の情報交換や役割分担等を行うことが可能です。
④自立支援協議会	市町村が設置し、地域における障がい児・者への相談支援体制づくりに関する事などを検討しています。 この協議会では、個別ケースの調整会議を開いたり、支援困難事例への対応について専門家等を招いて、指導・助言を受けることができます。 また、子どもや高齢者など、各分野に特化した部会を設置し具体的な支援体制等を検討しているところもあります。



2 保育所・幼稚園における気づきと支援

(1) 保育所・幼稚園における発達障がい児の早期把握と支援の目的

子どもたちは、保育所や幼稚園における保育者や友達との関わりなど、様々な経験をとおして成長していきます。一方、これらの園は多くの子どもたちが初めて集団生活を経験する場であるため、発達障がいの子どもたちによく見られる特性と思われる行動が、顕著になる場でもあります。

そのため、保育者が丁寧に子どもを観察することで、早期に子どもの困り感に気づき、支援をスタートさせることができます。

おそらく、これまで多くの保育者が「気になる子」「配慮が必要な子ども」に気づいて支援した経験があるのではないでしょうか。この項では、そういった保育者の「気づき」をその後の充実した支援につなげることを目的としています。

(2) 保育所・幼稚園における発達障がい児の把握

ア 把握の視点及び方法

適切な支援は、子どもの行動特性や成長過程を把握することから始まります。様々な角度から情報を集めてその背景を探り、子どもの全体像を理解することが、支援への第一歩です。

ここでとらえた全体像は、具体的な支援の基本となるほか、関係機関と連携する際にも活用します。

①園での行動観察

対象となる子どもの行動を観察し、職員間で情報を共有します。担任だけではなく、子どもに関わる多くの職員が観察したことや、日頃から気になっていることなど、持ち合っているエピソードを出し合って整理していきます。いろいろな視点からの情報を集めることは、客観的な理解につながります。

●ポイントになる場面●

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| ・子どもが困っていたこと | ・子どもが得意なこと、不得意なこと |
| ・集団の中で、職員が「あれ?」と感じた場面 | ・他の子どもとトラブルになった場面 |
| ・子どもが「いつもしている行動」 | ・食事、睡眠、排泄等で気になる場面 |
| ・保育者が困難を感じた場面 | ・うまくいった支援の方法 等 |

②園外の情報収集

子どもによって、好きなことや得意なこと、苦手なことや不安を感じること等は様々です。そのため、園内の様子だけではなく、園外での情報も収集するようにします。

保護者からは、家庭での様子や乳幼児健診の結果を教えてもらいましょう。

さらに詳しい結果が欲しい場合は、保護者の同意を得たうえで、市町村の保健師に連絡をし、一緒に支援していきます。

●観察をするときに心がけたいこと●

- * できる行動とできない行動を明確にするために観察するのではなく、「どこに困り感があるか」「どの部分をどんな風に支援したら、困り感が軽減するか」「できないのはなぜだろう」という視点で観察しましょう。
- * 「この子はこういう子！」と決めつけず、「こういう時はこんな反応をするんだ」「この場面ではこんな行動をしていた」など、具体的な場面を観察しましょう。関わる人が違ったり、場面が違うと、行動や反応が違う場合があります。
- * 行動や反応をどうアセスメントして良いか分からぬ事があるかもしれません。その時は、観察したことの他に、なぜ判断しにくいのかについてもメモしておきましょう。また、場面を変えたり、別な機会に観察したり、複数の職員で観察することも効果的です。

●観察の視点●

《ここでは、「画用紙に○を書けるか (p59 の模写)」を観察する時を例に掲載しています》

◆行動を観察する際は、行動を分割して観察してみましょう。

1つの行動を細分化することで、「どの部分にどんな支援が必要か」が見えやすくなります。

- ✓ 「この紙にこれと同じ形を書いてみようね」などの保育者の言葉が聞こえているか
- ✓ 保育者の言ったことを理解しているか
- ✓ お手本の○を○（まる）と認識しているか
- ✓ お手本の○を記憶することはどうか
- ✓ 記憶したお手本の○を実際に再現する行動はどうか
- ✓ 手の微細運動は年齢相応に発達しているか …… etc

◆「どんな風に取り組むのかな」など、全体をみることも重要です。

- ✓ じっくり取り組む感じかな？取り組むスピードはどうかな？
- ✓ 筆圧はどうかな？
- ✓ 集中度や書き方はどうかな？
- ✓ 周りへの関心はどうかな？ …… etc

●話し合いのポイント●

- ・ この確認リストは、保育所・幼稚園で目立ちやすい行動を掲載していますので、「できない行動」に目が向きがちですが、「はい」とチェックされた数にはこだわらず、「把握した特徴に対してどのような支援が必要か」を話し合います。
また、できている部分も同じように大事にして共有します。
- ・ 話し合う際は、「できる・できない、どちらに○を付けた」という「結果」ではなく、「こんな場面でこんな様子が見られたので、こう判断した」「なぜできないのか、どこにつまづきや不器用さがあるのか」などの視点で深めることで、より子どもの特性や必要な支援がみえてくるようになるので、確認リスト使用後の話し合いがとても重要です。
- ・ 保育者の経験や子ども観等によって、同じく子どもを観察しても、判断や意見が食い違うことがあります。その時は、一方の意見に合わせるのではなく、職員間で話し合って観察したことと共有することが重要です。

話し合うポイントで、あなたが大事にしたいことを書いてみましょう。

イ 保育所・幼稚園における発達障がい児確認リスト

集団生活の中で、「なんとなく気になる」「なかなかはじめない」お子さんがおり、「職員同士で情報を出し合い、整理してもよく状況がわからない」「何かを感じるのだけれどつかめない」という場合もあると思います。そのような時は、「保育所・幼稚園における発達障がい児確認リスト」を使ってみましょう。

なお、この確認リストは、子どもの行動特性を把握して適切な支援に生かす（関わる際のヒントを見いだす）ことが目的であり、発達障がいの診断をしたり、できる行動とできない行動を明確にするためのものではありません。

この確認リストを使用することによって、子どもを見る視点や子どもの捉え方を職員間で共有することができます。また、子どもへの関わり方を見つめ直したり、支援方針を保育者間で共有し指導方法をみつけるきっかけにもなるため、より適切に、より組織的に子どもに関わるために有効なツールとなります。

さらに、この確認リストの結果を、個別の指導計画や支援計画と連動させることで、より計画的で包括的な支援の充実につなげることができます。

◆活用方法◆

①対象児

4～5歳の幼児

②使用方法

- ・ 担任やその他の職員が確認リストを用いて、子どもの行動を確認します。
- ・ 備考には、気になった行動などを具体的に記入しておきましょう。後で話合う際に重要な情報となります。
- ・ 記入後、職員間で子どもの特徴や必要な支援等を話合いましょう。
- ・ 複数の職員で実施し、その結果を基に話し合いを行うことで、より客観的に状態を把握することができます。
- ・ 話し合いで意見が分かれることもありますので、その項目については、職員それぞれが意識的に様子を観察し、再度話し合いを持って確認していきます。

保育所・幼稚園における 発達障がい児確認リスト

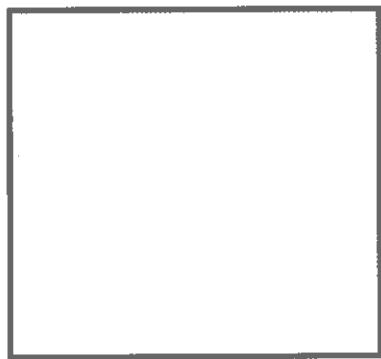
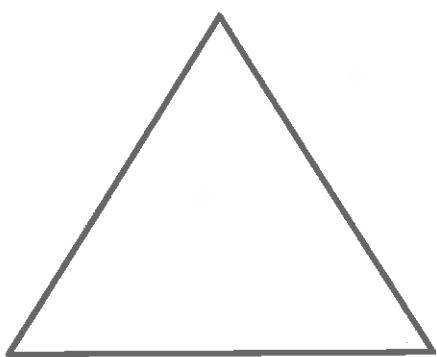
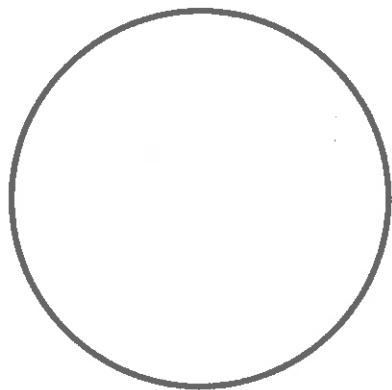
項目	観察内容	ねらい
対人関係	1 自分から声をかけて遊びに誘えない	人への関心が乏しいため、同年代の子どもに関心を示さずに一人で遊ぶことがあります。
	2 集団遊びに興味を示さず、自分の好きな遊びを続ける	
	3 自分でできることも、いつもやってもらいたがる	一見おとなしく、指示も入り手がかからないため、問題行動にはなりませんが、実際には本人が拒否や欲求などの意思表示が出来ないために困っている場合があります。受け身型の自閉症の可能性もあり、注意が必要です。
	4 自発的な活動がほとんどないなど、自己主張が少ない	
	5 いつも一方的で、自分のルールで遊ぼうとする	関わり方が一方的なため、自分から働きかけても上手に関係が作れないことがあります。
	6 一方的に自分の話を続けることがある	
	7 遊びのルールが理解できずにトラブルになることがある	遊びのルールが理解でなかった場合や、ルール自体は理解できいても、順番が守れずにトラブルを起こすことがあります。
	8 同年代の他児とのやりとり遊びやごっこ遊びで、いろいろな役ができない	役割がパターン化(いつも決まった役割)したり、役割がわからずに遊びが深まらなかったりすることがあります。
	9 悪気なく他の人の外見に関わることを平気で言ったりする	相手の気持ちやその場の状況を理解することが苦手なため、感じたままを口に出すことがあります。
	10 集団指示が理解できず、活動に入れないと	抽象的な指示の理解が苦手なため、個別的、具体的な指示が必要な場合があります。
行動	11 急な予定変更や、予告なくいつもと異なる生活の流れがあるとパニックになる	変化が苦手なため、急な変化には対して不安を強く感じたり、混乱したりすることがあります。
	12 非日常的活動の行事になると混乱し、無理に参加させようとするとパニックになる	いつもと違う人が大勢集まったり、何をする行事なのかが理解できなかったりすると混乱することがあります。入園式などのセレモニーが苦手な場合が多く見られます。また、行事が増えた時だけではなく、なくなった場合にも混乱することがあります。
感覚	13 大きな音や、特定の音(運動会のピストル、人混みの音等)が苦手である	聴覚が過敏な場合、苦手な音に対して耳をふさいだり、その音を消そうと大きな声を出したりする等の行動が見られることがあります。
	14 特定の物のにおいを好んだり、逆に嫌がったりすることがある	嗅覚が過敏な場合、好きな物のにおいをずっとかいでいたり、逆に苦手においのついた教材等を使うことを嫌がる事があります。
	15 特定の手触りを好んだり、逆に触れることを嫌がったりするものがある	触覚が過敏な場合、好きな手触りの物を見つけて触れ続けたり、逆に手が汚れることを嫌がったりする等の行動が見られることがあります。
	16 極端な偏食、小食が見られる	味覚や嗅覚、視覚が過敏な場合、味や見た目、においが気になって食べられる食品が限られることがあります。
社会生活技能	17 園や外出先で排泄ができない	園や外出先など、どこのトイレも使用できるかを確認します。
	18 衣類の着脱方法を間違えたり、とても時間がかかったりする	洋服の前後や裏表、着る順番を間違えなく着られるか、適切な時間で着られるかを確認します。
	19 ○、△、□の模写ができない	图形の模写ができるかを確認します。5歳児では3種類の图形を全て書けるかを確認します。

保育所・幼稚園における
発達障がい児確認リスト（記入用）

記 入 年 月 日	
記 入 者	
幼 児 名	
幼 児 の 年 齢	

項目	観察内容	はい	いいえ	備考(気になったことを記載しましょう)
対人関係	1 自分から声をかけて遊びに誘えない			
	2 集団遊びに興味を示さず、自分の好きな遊びを続ける			
	3 自分でできることも、いつもやってもらいたがる			
	4 自発的な活動がほとんどないなど、自己主張が少ない			
	5 いつも一方的で、自分のルールで遊ぼうとする			
	6 一方的に自分の話を続けることがある			
	7 遊びのルールが理解できずにトラブルになることがある			
	8 同年代の他児とのやりとり遊びやごつご遊びで、いろいろな役ができない			
	9 悪気なく他の人の外見に関わることを平気で言ったりする			
	10 集団指示が理解できず、活動に入れないと			
行動	11 急な予定変更があったり、予告ないいつもと異なる生活の流れがあるとパニックになる			
	12 非日常的活動の行事になると混乱し、無理に参加させようとするとパニックになる			
感覚	13 大きな音や、特定の音(運動会のピストル、人混みの音等)が苦手である			
	14 特定の物のにおいを好んだり、逆に嫌がったりすることがある			
	15 特定の手触りを好んだり、逆に触れることを嫌がったりするものがある			
	16 極端な偏食、小食が見られる			
社会生活技能	17 園や外出先で排泄ができない			
	18 衣類の着脱方法を間違えたり、とても時間がかかったりする			
	19 ○、△、□の模写ができない ※ P59 を使用			

(裏面)



(3) 保育所・幼稚園における支援

国内外からの情報を基に子どもの全体像を把握した後は、どのような支援をしていくかを検討し、決定していきます。必要に応じて、検討の場に関係機関の出席をお願いしたり、支援方法について具体的な助言を受けたりします。

また、判断や診断が確定できなくても、行動特性などから発達障がいの可能性がある場合は、その特性に合わせた支援をするという視点が大切です。

ア 支援のポイント

①ひとりひとりに応じた支援

子どもは発達段階や特性が異なるため、個々に合わせた具体的な支援が必要です。

また、成長にともない、必要な支援の内容や方法も変化していきます。

そのため、定期的に検討を重ねて支援方法を修正してみるなど、柔軟に対応することが大切です。

②できることからやってみる

それぞれの園の条件や環境は様々です。まずは自分たちでできることを見つけて実行することから始めます。

③施設全体で・チームで支援

担任に任せきりにせず、組織で支援していくという姿勢が大切です。園全体やチームの単位で検討会を開いて情報や支援方法を共有し、対応します。

④ 常に評価をしながら柔軟に支援

何を支援するか、どうやって支援するかを決めるためには、適切な評価が大切です。

イ 集団の中での支援

①発達過程に応じ、その子どもの行動や問題点を整理してどんな能力を育っていくのかを考えます

- ・概ね3歳までの時期は、保護者とのやりとりの中で人への信頼関係が育ち、次第に周囲の人への興味や関心を持つとともに、自分のことを自分でしようとする意欲が高まっていきます。

- ・概ね4歳を過ぎる頃からは、自分と他人の区別がついたり、子ども同士の遊びが豊かに展開していくなど、友達とのつながりが深まっていく時期もあります。集団の中での支援については、主にこの時期から考えていきますが、子どもの状況や発達に即した、無理のない支援を考えて実践します。

②小学校生活を見通し、長期的な視野に立って支援することも大切です

③子どものできることに注目する

- ・子どもの得意なことや興味があることに注目するように心がけると、その後の支援に広がりが見られるようになります。
- ・保育者ができることに注目することで、自己肯定感を育むことにつながります。自分もできるという体験は自信となり、小学校へ入学した後の適応を良好にします。
- ・できないことばかりに注目して、無理に特訓や強制することは支援ではありません。

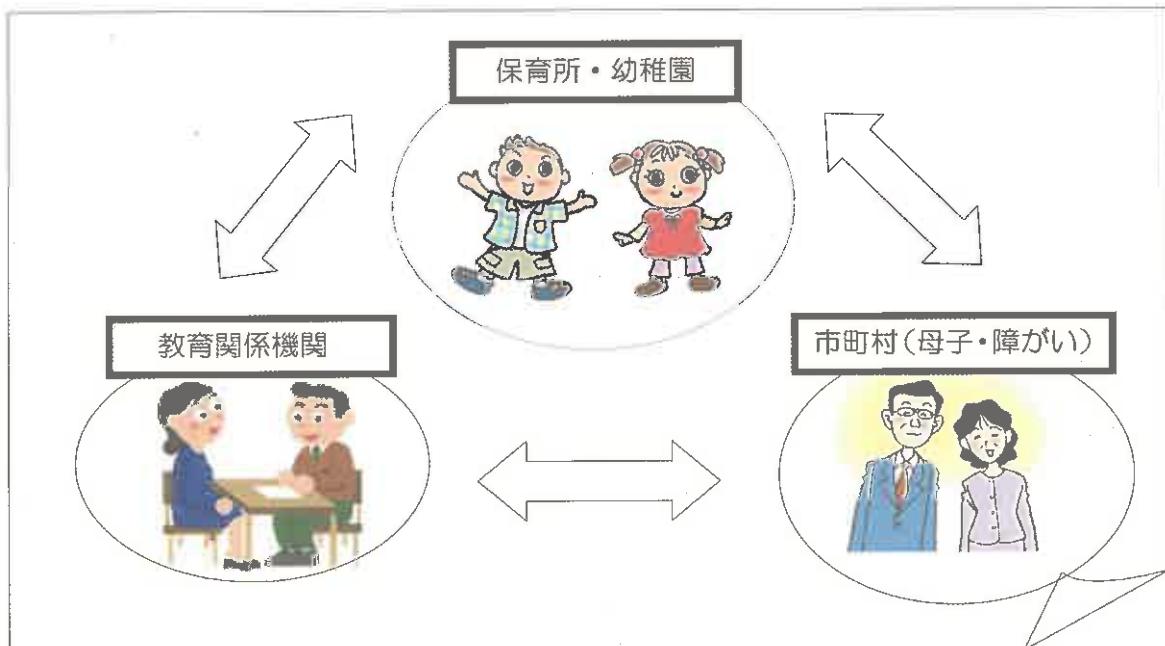
ウ 支援の充実のために

関係機関と連携しながら一緒に支援していくことが必要です。担任や園内だけで悩まずに、外部の関係機関を積極的に活用します。

- ① 園内で実践している支援方法がその子どもに適しているのか迷う時や、支援に行き詰まった時等は、市町村や教育事務所等で実施している巡回相談を利用します。
園として、長期的な支援計画を立てるにあたって助言が欲しい時は市町村に相談します。
- ② 園内で検討会を実施する際にも、関係機関の出席を依頼するなど、支援の充実を目指します。
- ③ 市町村によっては、すでに独自の検討会を開催している場合もありますので、それらを活用するのも一つの方法です。
- ④ 関係機関を交えるのかの判断が難しい場合には、身近な市町村保健師や市町村障がい福祉担当者等の助言を受けましょう。
- ⑤ 保護者が保健師への相談を望んでいる場合は市町村の担当保健師を、医療機関の受診を希望している様な場合は医療機関をというように、保護者のニーズに合わせた機関を紹介します。

なお、養護教育センターにも連携のための情報があります（P82 参考資料3参照）。

また、関係機関の情報については、P69からの「専門機関と地域における関係機関」を参考にしてください。



工 支援の例

支援の例を参考に、自分の園の取り組みを考えます。園長や主任などが中心となって、コーディネートして行きましょう。

【A園の場合】

日頃から「何か支援が必要な気がするけれど、何をしてよいかわからない」というDさんについて話題にあがることがあった。



特徴を把握するため確認リストを用いて複数の職員で確認した。



チェックされた項目と同じような場面に全職員で注目し、観察することにした。



1ヶ月後のケース検討会議で同じようなエピソードが多く出されたため、その行動をDさんの特性ととらえ、園全体でできる支援を考えて実行した。

【B園の場合】

E君への支援について、園内ケース会議で話し合い、全職員で対応してきた。
しかし、うまく行かないことも多く、支援に行き詰まってしまった。



コーディネート役の主任は、市の保健師に訪問を依頼し、E君の様子を観察してもらった。



助言をもとに支援を組み直し実行した。



うまく支援できる場面が増えてきたが、どうしても対応できない場面が残ったため、巡回相談の先生を呼んで助言をもらい、さらに支援を修正し対応した。

【C園の場合】

職員会議で、F君への支援について話し合った。担任は日頃から「自分のやり方が悪いのか」と悩みながら保育している幼児について検討をお願いした。



気になる行動を客観的に把握するため、複数の職員が確認リストを用いて確認した。



職員全員が特徴を理解するとともに、具体的な支援の方法を決めた。

また、母親と一番信頼関係が築けている担任が、F君の送迎の際に何気なく「家庭での様子や気になる行動やその対応方法など」聞いてみるとこととし、支援のヒントにした。



あなたの園では、どのような
支援の流れになっていますか？

◆ 園内での支援の流れ ◆

◊考えるポイント◊

- ・リーダーシップを取るのは誰か？
 - ・ケースを検討できる会議や打ち合わせの場はあるか？
 - ・身近に相談できる関係機関はどこか？
 - ・関係機関に連絡をする人は誰か？
- など

オ 保護者への支援

保護者にとって子どもの障がいを受け入れることは容易なことではなく、園での様子を伝えられたり、専門機関を紹介されたりしても、すぐに納得できるとは限りません。

また、一時は受け止めたように見えても、気持ちが揺れ動く場合もあります。

さらに、幼児期であれば、他の子どもと比べて発達が少し遅いだけのように見え、個人差の範囲内であると認識することもありますし、何となく気づいていても、もう少し年齢を重ねれば大丈夫なのではないかなどと、今後の発達を期待する方もいます。

こうしたことを踏まえ、配慮ある対応が大切となります。

◆支援のポイント◆

①日頃からの関係づくり

送迎のときなどに園での生活の様子を伝えたり、家での様子を聞いてみたりするなどして話がしやすい関係づくりを心がけます。子どものことだけでなく、雑談のような何気ない会話ができる関係も大切です。

また、できないことや苦手なことだけが話題の中心にならないようにし、長所やうまくできしたことなども伝えます。苦手なことや課題を伝える際には、保育者がこれからどんな風に対応してみるというような先を見通した話をすることが心がけます。

②保護者の気持ちに寄り添う

保護者の中には、日々の子育てに追われていたり、子どもの育てにくさを感じて悩んでいたりする方多くいます。保護者の頑張りや大変さ、不安などに共感しつつ、保護者と共に子どもを理解し育てていくという姿勢を持つよう心がけます。

③組織的な対応

保護者の支援についても、園全体で行います。その時々の状況に応じて、担任のほか、主任や園長等が役割分担をしながら対応することが大切です。

④保護者の了解が得られないときは・・・

「子どもの様子について保護者に伝えて、一緒に子どもを育てていく関係を築こうと努力はしているがなかなか進展しない」「関係機関も交えて適切な支援を考えたいが、保護者の同意が得られない」などの状況も考えられます。

そのような時は、まずできることを実践し、機会が訪れたときに向けて準備を進めておきます。

ア 園での子どもの行動や実践の記録

子どもが集団生活で困っている場面やそれに対して行った支援の内容、その結果などの記録をとり、まとめておきます。これは在園中に関係機関と連携できるようになった際や小学校との連携のときに貴重な資料となります。

イ 連携機関の把握

保護者から相談を受けたらすぐに対応できるように、地域にある相談機関等を把握しておきます。その際に機関名だけではなく、連絡先や担当者も調べ、事前に顔をつないでおくとより効果的です。



V 就学に向けた支援

発達障がいの子どもたちの就学に関する問題については、関係者間での十分な検討と保護者が理解し納得できるような情報提供や説明が必要です。

また、診断の有無に関わらず、乳幼児期からの集団生活等で配慮したことや工夫した関わりを就学後も継続するよう、保育所・幼稚園だけでなく児童デイなど子どもと関わる機関の情報を集約し、小学校へ情報提供する必要があります。就学に向けての親子の情報の提供や支援に対する意見交換の機会、子どもが学校に安心して通えるための事前準備等についてよく話し合い、実施できるよう調整します。

市町村においては、母子保健担当課、児童福祉担当課、障がい福祉担当課および教育委員会等がスムーズに連携が図れる体制整備を行います。

1 小学校との連携

保育所や幼稚園等から小学校へと場所が変わっても、子どもの発達や学びは連続しています。

そのため、子どもがより生活の変化に適応しやすくなるよう、支援が円滑に継続されることが重要です。

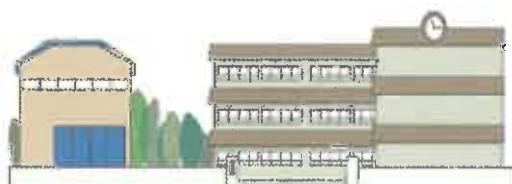
(1) 施設間の連携

保育所や幼稚園と小学校が、直接連携します。小学校の数が少なく就学予定先が限定される場合は、この方法でも連携は図れます。

(2) 市町村を介した連携

複数の保育所や幼稚園が複数の小学校と連携を図る必要があるときは、市町村が実態に応じて支援することが大切です。効率的に、かつもれなく連携を図ることができます。

市町村によっては組織体制が異なるため、施設側は、市町村のどの部署に連絡をすればよいのか、あらかじめ確認しておく必要があります。



2 連携の方法と情報提供内容

(1) 連携の方法

ア 書面による情報提供

幼稚園は幼稚園児指導要録を、保育所は保育所児童保育要録を作成し、その写しを子どもの入学先に送ることになっています。

しかし、定められた様式だけでは、子どもの状況や保育の実態を伝えきれないことも想定されることから、個に応じた対応が必要となります。

母子保健事業での経過をまとめたケース記録なども参考にしながら、就学後の支援に必要な情報を的確に伝えられるような様式（相談支援ファイル 等）を活用します。

書類による情報提供の前に、日頃から、お互いがどのような支援や教育をしているのか、その方法や実態について理解を深めておくことで、それぞれが果たすべき役割が分かり、広い視野に立った支援をすることができます。

【情報提供の内容】

小学校への情報提供に際しては、ポイントを押さえて伝達するよう心がけます。

保育所や幼稚園の集団生活で必要な情報と小学校で必要な情報は異なる多く、就学する学校によって必要としている内容が変わる場合があります。

そこで、各市町村や地域ごとに就学に向けた情報提供の様式（個別支援ファイル 等）を決めている所もありますので、市町村教育委員会等へ確認し、活用するようにします。

◆情報提供内容の例◆

○把握している特徴

- ・得意なこと
- ・不得意なこと
- ・苦手な場面とその時の対応方法

○支援の経過

- ・配慮したこと
- ・工夫したこと
- ・個別支援計画
- ・個別指導計画

イ 職員同士が話し合う場の設定

就学を控えた子どもたちが安心して学校生活を送るために、必要な情報を伝達する機会を園や学校あるいは市町村などが設定し、実施します。

その中で、書面をもとに、より詳細な情報を丁寧につなぐことができます。

さらに、特に配慮が必要な子どもの場合は、事例検討会などを活用して保育所や幼稚園の職員だけでなく、関わりを持ってきた支援者からも情報提供を行うようにします。

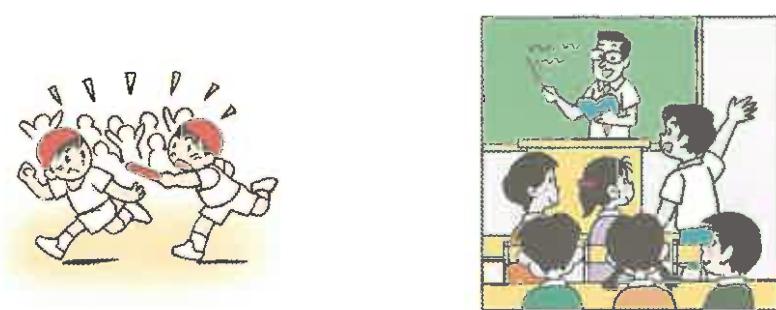
ウ 園での様子を実際に観察

書面や電話で情報を伝えるだけではなく、実際に小学校教諭に園での姿や支援の方法を見てもらいます。このことは、受け入れる側の環境調整や支援に生かされる貴重な情報となり、子どもの早期の適応につながります。

エ 学校体験の機会を設定

子どもが小学校生活に親しみを持ったり、自分の近い将来を見通す機会を作ったりすることは、入学後の適応を良好にします。そこで、行事の参加や授業の体験をする機会をつくるなどの工夫が望されます。

子ども自身が学校に慣れ親しむための準備や学校での子どもの様子を観察し、受け入れ体制の検討や環境整備に生かすことができます。



(2) 就学までの流れ

支援や配慮が必要な子どもの就学については、市町村の教育委員会に「特別支援教育就学指導審議会」が設置されており、その中で子どもの特性に応じた就学先を協議し、市町村教育委員会が就学先を決定します。

（※障がいのある子どもたちの就学指導手続きの流れ図（例）を参照）

発達障がい児の就学については、必要に応じて自閉症・情緒障がい特別支援学級や通級指導教室での指導を受けることができます。

就学に向けては、早い段階から保護者の就学についての疑問や悩みなどを把握し、市町村教育委員会の教育相談等を活用して、保護者が納得できるまで相談できるように連絡調整します。

また、実際に学校の様子を見に行く機会を作り、教育現場を見学することで、保護者が就学後の生活をイメージしやすくなります。その際、子どもも一緒に同行することで、新しい環境での子どもの反応や行動も予測でき、保護者も受け入れる学校でも状況が分かりやすく就学に向けた準備をしやすくなります。

就学については、保護者の関心が高く、それまで子どもの問題を積極的に相談してこなかった場合であっても就学が近くなると不安をもち、相談を受ける場合があります。その場合でも、市町村教育委員会と連携を図りながら、タイムリーな対応ができるよう準備しておくようにします。

障がいのある子供の就学支援手続書の流れで（例）

市町村教育委員会では、子ども一人の障がいおよび発達の状況に応じて適切な教育を行なうため、就学相談を実施します。相談においては、子ども実態把握に努め、保護者の考え方を大切にしながら、子どもの学習の場を保障できるよう進めています。また、早期から適正な就学指導がなされるよう、教育、医学、心理学等、各方面の専門家で組織される教育支援委員会（仮称）を設置して、相談から得た情報や個別の教育支援計画等の資料を基に検討を行ない、通常の学級で学ぶのがよいか、通常の学級で学ぶのがよいか等を総合的に判断します。（平成26年4月現在）

福島県教育庁特別支援教育課作成

期間名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
県教育委員会		(特別支援教育相談会)							12月末日まで	入学新規提出 (入学届)	入学新規提出 (入学届)	
市町村教育委員会		学校基本調査										
		就学措置・免除児名簿作成 (障がい児について保健指導、 福祉施設、幼稚園等より情報収集)										
		実態調査（小・中学校在学率） (障がいのあると見われる児童・生徒の有無についての調査)										
教育支援委員会 (仮称)												
実践教育センター 教育相談												
他機関												
備考												

VI 専門機関と地域における関係機関

地域における保健、福祉、教育、医療等に関する主な関係機関について、それぞれの機関の役割や支援内容を確認することで、今支援しているお子さんと保護者のニーズにあった連携機関や相談先が見つかります。

これらの機関が自分の市町村では、どこに在り、誰が担当しているのか確認しておくことで、スムーズに連携することができます。

1 地域における関係機関の支援内容

	機関名	支援内容
市町村	母子保健担当	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診及びフォローアップと保護者への継続的な支援 ・医療機関等専門機関の紹介 ・保健、福祉制度の情報提供
	児童福祉担当	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉サービスの提供 ・要保護児童対策地域協議会の運営実施 ・子ども手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等の手続き
	障がい福祉担当	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい程度区分の認定と障がい福祉サービスの支給決定 ・地域自立支援協議会の運営実施 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳等の手続き ・相談支援事業の実施（相談支援専門員）
	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・就学指導（相談）委員会の運営実施 ・教育相談 ・就学先の決定
	子育て支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・育児不安等の相談指導 ・子育てサークル等への支援 ・地域の保育需要に応じた特別保育事業等の積極的な実施・普及促進 ・地域の保育資源の情報提供 等
集団生活	保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・保育生活場面における評価と支援 ・保護者や家族の相談支援
	幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・保育生活場面における評価と支援 ・保護者や家族の相談支援
	小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活場面における評価と支援 ・本人や家族の相談支援 ・他の子どもや保護者に対する理解啓発

	機関名	支援内容
県	保健福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> 管内市町村の発達障がい児の早期把握、早期支援の体制整備が図られるよう会議等で検討
	児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> 1歳6か月児、3歳児健康診査後の発達検査、相談支援 自閉症等相談支援 児童虐待に関する相談 子どもの一時保護
	教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> 公立小中学校の教職員の研修、教育についての指導及び助言 幼稚園の教育についての指導及び助言 特別支援学校への支援要請の連絡・調整
	特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> 特別な支援が必要なお子さんへの集団生活上の問題や教育に関する指導及び助言
専門機関	専門医療機関	<ul style="list-style-type: none"> 発達障がい児・者の診察、診断、相談
	発達障がい者支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 発達障がい児・者、家族、関係機関に対する相談支援、発達支援、就労支援 発達障がいについての普及・啓発
	養護教育センター	<ul style="list-style-type: none"> 心身障がい児の教育相談 特別支援教育関係職員の研修 特別支援教育に関する調査研究 特別支援教育に関する図書及び資料の作成、収集及び活用
	児童デイサービス事業所 知的障害児通園施設	<ul style="list-style-type: none"> 障がい児の療育
民間団体等	当事者・親の会 ・自閉症協会 福島県支部 ・福島 AD/HD の会 『とーます』	<ul style="list-style-type: none"> 当事者や保護者の交流会、勉強会の開催

2 関係機関一覧

(1) 県行政機関

	機関名	〒	住所	電話番号	FAX番号
保健福祉事務所	県北保健福祉事務所 健康福祉部保健福祉課	960-8012	福島市御山町 8-30		
	□児童家庭支援チーム			024-534-4155	024-534-4105
	□障がい者支援チーム			024-534-4300	
	県中保健福祉事務所 健康福祉部保健福祉課	962-0834	須賀川市旭町 153-1		
	□児童家庭支援チーム			0248-75-7810	0248-75-7824
	□障がい者支援チーム			0248-75-7811	
	県南保健福祉事務所 健康福祉部保健福祉課	961-0074	白河市郭内 127		
	□児童家庭支援チーム			0248-22-5647	0248-22-5451
	□障がい者支援チーム			0248-22-5649	
	会津保健福祉事務所 健康福祉部保健福祉課	965-0873	会津若松市追手町 7-40		
	□児童家庭支援チーム			0242-29-5278	0242-29-5289
	□障がい者支援チーム			0242-29-5275	
児童相談所	南会津保健福祉事務所 健康福祉部保健福祉課	967-0004	南会津郡南会津町田島字天道沢甲 2542-2	0241-63-0305	0241-62-1698
	相双保健福祉事務所 健康福祉部保健福祉課	975-0031	南相馬市原町区錦町 1-30		
	□児童家庭支援チーム			0244-26-1134	0244-26-1332
	□障がい者支援チーム			0244-26-1132	
	中央児童相談所	960-8002	福島市森合町 10-9	024-534-5101	024-534-5211
	県中児童相談所	963-8540	郡山市麓山 1-1-1	024-935-0611	024-935-0618
	県中児童相談所 白河相談室	961-0074	白河市郭内 127	0248-22-5648	0248-22-5451
	会津児童相談所	965-0003	会津若松市一箕町大字八幡字門田 1-3	0242-23-1400	0242-23-1404
	会津児童相談所 南会津相談室	967-0004	南会津町大字田島字天道沢甲 2542-2	0241-63-0309	0241-62-1698
	浜児童相談所	970-8033	いわき市自由ヶ丘 38-15	0246-28-3346	0246-28-2624
	浜児童相談所 南相馬相談室	975-0031	南相馬市原町区錦町 1-30	0244-26-1135	

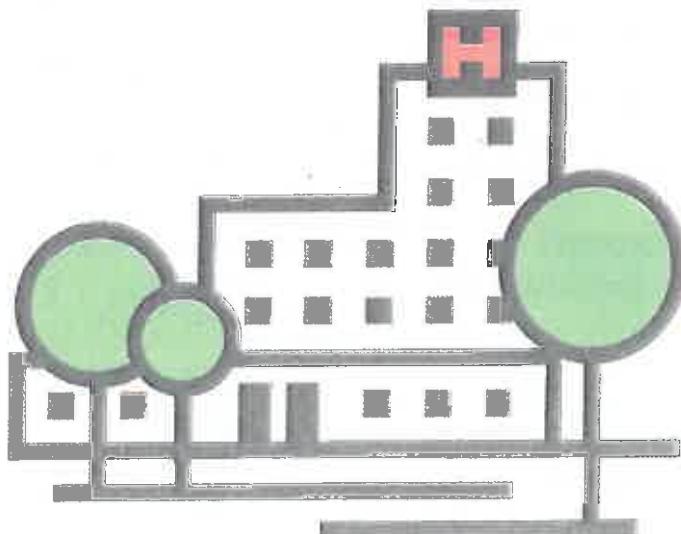
	機関名	〒	住 所	電話番号	FAX 番号
教育事務所	県北教育事務所	960-8043	福島市中町 4-20 みんゆうビル 5 階	024-523-1624	024-523-1559
	県中教育事務所	963-8540	郡山市麓山 1-1-1	024-935-1483	024-935-1494
	県南教育事務所	961-0971	白河市昭和町 269	0248-23-1666	0248-23-1668
	会津教育事務所	965-0873	会津若松市追手町 7-31	0242-29-5483	0242-29-5494
	南会津教育事務所	967-0004	南会津郡南会津町田島字 根小屋甲 4277-1	0241-62-5367	0241-62-5254
	相双教育事務所	975-0031	南相馬市原町区錦町 1-30	0244-26-1313	0244-26-1318
	いわき教育事務所	970-8026	いわき市平字梅本 15	0246-24-6214	0246-24-6165

(2) 専門医療機関

福島県総合医療情報システムから検索してください。

ホームページアドレス <http://www.ftmis.pref.fukushima.jp/ap/qq/men/pwtpmenult01.aspx>

医療機能 いろいろな条件で探す→専門外来→発達障害(自閉症・学習障害等専門外来)



(3) 専門機関

①県の機関

	機関名	〒	住所	電話番号	FAX 番号
1	発達障がい者支援センター	963-8041	郡山市富田町字上ノ台 4-1	024-951-0352	024-951-0359
2	養護教育センター	963-8041	郡山市富田町字上ノ台 4-1	024-952-6497	024-952-6599

②障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）

(平成26年7月1日現在)

	施設名	〒	住所	電話番号	種類	定員(人)
1	児童通所支援 まんまる	960-0112	福島市南矢野目字向原 東 6-1	024-552-5430	児童発達 放デイ	10
2	児童デイサービス さくら	960-8141	福島市渡利字大豆塚 7	024-522-4333	児童発達	10
3	伊達市ひまわり園	960-0646	伊達市保原町東台後 80-1	024-576-6978	児童発達	10
4	伊達市すまいる園	960-0602	伊達市保原町字久保 9-3	024-573-9221	放デイ	20
5	児童発達支援事業所 ハイジ	960-0653	伊達市保原町泉町 101-7	024-575-3466	児童発達 放デイ	10
6	発達支援センターあだたら	964-0904	二本松市郭内 2-333-8	0243-22-2800	児童発達 保育所訪問	10
7	障害児通所支援事業所 「すまいる」	964-0904	二本松市郭内 1-79-1	0243-23-4740	児童発達 放デイ	10
8	障害児通所支援事業所 虹	964-0873	二本松市東裏 58-1	0243-24-8345	児童発達 放デイ	10
9	ハナイ	969-1107	本宮市青田字三ツ池 18-3	0243-24-8175	児童発達 放デイ	10
10	リノ	969-1107	本宮市青田字戸ノ内 28 番地 1	0243-24-8161	放デイ	10
11	放課後等デイサービス 事業所キャノンパス	969-1138	本宮市本宮鳴瀬 57 番地 の 1	0243-33-1512	放デイ	10
12	めばえ学園	963-8041	郡山市富田町字細田 55 -4	024-933-1217	児童発達	33
13	めばえ学園ひまわり	963-8041	郡山市富田町字細田 55 -3	024-934-0208	児童発達	17
14	安積愛育園パローネ	963-8835	郡山市小原田 3-11-1	024-944-5536	放デイ 保育所訪問	10
15	児童発達支援事業所 らくりあ	963-8024	郡山市朝日 1-4-7	024-925-2366	児童発達 放デイ	10
16	どんぐりハウス	963-0201	郡山市大槻町字胡桃沢 西 10	024-951-3493	児童発達 放デイ 保育所訪問	10
17	放課後クラブコミュニティ	963-0551	郡山市喜久田字双又 30-46	024-959-6663	放デイ	50
18	ぽつけ	963-8851	郡山市開成 3-17-9	024-905-1493	児童発達 放デイ	10

	施設名	〒	住所	電話番号	種類	定員(人)
19	ルピナス放課後等デイサービス	963-8041	郡山市富田町権現林 26-56	024-973-7516	放ディ	10
20	放課後等デイサービス 事業所そらば	963-8851	郡山市開成 6-201-10	024-983-8793	放ディ	10
21	くるみ	963-0105	郡山市安積町長久保 3-4-1	024-953-7447	放ディ	10
22	プリムラ	963-0111	郡山市安積町荒井道場 31-1	024-954-9817	放ディ	10
23	たけのこ園	962-0812	須賀川市浜尾字鹿島 156-1	0248-72-2238	児童発達	20
24	はるにれ園	962-0001	須賀川市森宿字狐石 123-5	0248-94-8739	児童発達 放ディ 保育所訪問	10
25	はっぴいチャイルド	962-0813	須賀川市和田字作の内 67-1	0248-72-1677	児童発達 放ディ	10
26	のびっこらんど田村	963-4312	田村市船引字中島 22	0247-73-8253	児童発達 放ディ	10
27	のびっこらんど美山	963-4433	田村市船引町北鹿又沼 ノ下 150-97	0247-61-5151	児童発達 放ディ	20
28	フェザー	969-0401	岩瀬郡鏡石町本町 163	050-1391-7615	児童発達 放ディ 保育所訪問	10
29	桜が丘学園エンジェル園	963-7855	石川郡石川町猫啼 359-1	0247-26-2003	児童発達 放ディ	20
30	放課後等デイサービス ひかり三春教室	963-7732	田村郡三春町上舞木字 大谷ツ 29-15	024-954-4004	放ディ	10
31	つぼみ園	961-0984	白河市和尚壇山 2-49	0248-23-6492	児童発達 放ディ	20
32	第2つぼみ園	961-8053	西白河郡西郷村前山東 16	0248-21-9007	児童発達	10
33	あるく	961-8091	西白河郡西郷村大字熊 倉字折口原 417-2	0248-21-6055	放ディ	10
34	発達支援センターいす みざき	969-0103	西白河郡泉崎村大字北 平山字高柳 107-1	0248-53-3618	児童発達 放ディ	10
35	発達支援センターまきび と	961-8061	西白河郡西郷村小田倉 字上上野原 158-1	0248-25-2055	児童発達 放ディ 保育所訪問	10
36	すぎのこ園	963-5341	東白川郡塙町大字台宿 字下川原 49	0247-43-4391	児童発達 放ディ	10
37	発達支援センターたなぐ ら	963-5683	東白川郡棚倉町大字下 山本字久保田 11-1	0247-57-5853	児童発達 放ディ	10
38	すべてふ	961-8091	西白河郡西郷村大字熊 倉字折口原 650-15	0248-21-9203	児童発達 放ディ	10
39	会津通園訓練センターた んぽぽ園	965-0006	会津若松市一箕町大字 鶴賀字下柳原 88-4	0242-22-9305	児童発達 放ディ	10
40	ゆめみっこ	965-0057	会津若松市町北町大字 藤室字藤室南 189-1	0242-33-8818	児童発達 放ディ	10

	施設名	〒	住所	電話番号	種類	定員(人)
41	KIDS SCHOOL つぼみ	965-0045	会津若松市西七日町 2-29	0242-93-9488	児童発達 放ディ	10
42	杜のくまさん	965-0122	会津若松市北会津町中 荒井字稻荷 5-1	0242-58-3142	児童発達 放ディ	10
43	杜のくまさん in しおかわ (従たる事業所)	969-3526	喜多方市塩川町諏訪町 1-127	0242-58-3142	児童発達 放ディ	10
44	障がい福祉サービス事 業所コパン・クラージュ	965-0006	会津若松市一箕町大字 鶴賀字村東 9-1	0242-37-0511	児童発達 放ディ	20
45	かわらご園	969-6551	河沼都会津坂下町字館 ノ下 87	0242-82-4311	児童発達 放ディ	10
46	ほっとハウスばうむ	965-0853	会津若松市材木町2丁 目 6-3	0242-23-8144	放ディ	10
47	総合発達支援プラザふ らつぶ	965-0863	会津若松市湯川町 1-14	0242-29-0022	児童発達 放ディ 保育所訪問	20
48	発達支援センターみな みあいづ	967-0004	南会津郡南会津町田島 字寺前甲 3055	0241-64-5313	児童発達	10
49	のびっこらんど相馬	976-0152	相馬市栗津字芋掘 51-10	0244-36-0655	児童発達 放ディ	10
50	のびっこらんどキララ	976-0042	相馬市中村字桜ヶ丘 195	0244-35-0033	児童発達 放ディ	10
51	のびっこらんど愛愛	975-0039	南相馬市原町区青葉町 3-92	0244-23-4690	児童発達 放ディ	10
52	きっずサポート「かのん」	975-0003	南相馬市原町区栄町 1-66	0244-23-3131	放ディ	10
53	じゅにあサポート「かの ん」	975-0012	南相馬市原町区三島町 2-230-1	0244-26-6977	放ディ	10
54	障害児通所支援ちやー む	971-8166	いわき市小名浜愛宕上 13-23	0246-73-2033	児童発達 放ディ	10
55	障害児通所支援第2ちや ーむ	973-8409	いわき市内郷御台堺町 鶴巻 45-2	0246-84-6882	児童発達 放ディ	10
56	セカンドハウスわくわく	970-8028	いわき市平上神谷字神 谷分 22-1	0246-57-0255	放ディ	10
57	わくわくキッズ	970-8021	いわき市平中神谷字莉 萱 1-8	0246-38-9234	児童発達 保育所訪問	10
58	アルケンⅡ	971-8146	いわき市鹿島町御代字 九反田 1-1	0246-25-8515	放ディ	10
59	子どもの家保育園	974-8232	いわき市錦町重殿 15	0246-65-6236	児童発達 放ディ	10
60	第二子どもの家M・A・Y	970-8026	いわき市平字八幡小路 73	0246-88-6011	児童発達 放ディ	10
61	いわき母子訓練センター	970-0116	いわき市平馬目字馬目 崎 52	0246-34-6981	児童発達 放ディ	10
62	キッズじゃんけんぽん泉	971-8172	いわき市泉玉露 2-11-6	0246-68-7384	児童発達 放ディ	10
63	エデンの家	970-8001	いわき市平上平塙字古 館 1-2	0246-23-1903	児童発達	10

	施設名	〒	住所	電話番号	種類	定員(人)
64	エデンの家	970-8001	いわき市平上平蓬字羽黒 40-51	0246-23-1903	放ディ	10
65	のびっこらんど	970-8026	いわき市平字愛谷町2丁目 5-2	0246-84-5505	児童発達放ディ	10

③福祉型児童発達支援センター

(平成26年7月1日現在)

	施設名	〒	住所	電話番号	種類	定員(人)
1	こじか「子どもの家」	960-8163	福島市方木田字赤沢 19-1	024-544-7135	児童発達	40
2	郡山市立希望ヶ丘学園	963-8035	郡山市希望ヶ丘 22-16	024-951-0262	児童発達 保育所訪問	30
3	通所支援事業所チエロ	963-0102	郡山市安積町笹川字経坦 52	024-945-0369	児童発達 保育所訪問	20

④医療型児童発達支援センター

(平成26年7月1日現在)

	施設名	〒	住所	電話番号	種類	定員(人)
1	福島市子ども発達支援センター	960-8002	福島市森合町 10-6	024-534-6074	医療型児童発達	40
2	福島県総合療育センター	963-8041	郡山市富田町字上ノ台 4-1	024-951-7388	医療型児童発達	20

⑤障害児通所支援事業所【保育所等訪問支援】(上記一覧の再掲)

(平成26年7月1日現在)

	施設名	〒	住所	電話番号
1	発達支援センターあだたら	964-0904	二本松市郭内 2-333-8	0243-22-2800
2	安積愛育園パローネ	963-8835	郡山市小原田 3-11-1	024-944-5536
3	どんぐりハウス	963-0201	郡山市大槻町字胡桃沢西 10	024-951-3493
4	郡山市立希望ヶ丘学園	963-8035	郡山市希望ヶ丘 22-16	024-951-0262
5	通所支援事業所チエロ	963-0102	郡山市安積町笹川字経坦 52	024-945-0369
6	はるにれ園	962-0001	須賀川市森宿字狐石 123-5	0248-94-8739
7	フェザー(休止中)	969-0401	岩瀬郡鏡石町本町 163	050-1391-7615
8	発達支援センターまきびと	961-8061	西白河郡西郷村小田倉字上上野原 158-1	0248-25-2055
9	総合発達支援プラザふらつぶ(保育所等訪問支援事業所すべてつぶ)	965-0863	会津若松市湯川町 1-14	0242-29-2588
10	わくわくキッズ	970-8021	いわき市平中神谷苑 1-8	0246-38-9234

(4) 民間団体等

	機関名	〒	住所	電話番号	FAX 番号
1	福島県自閉症協会事務局	960-8141	福島県福島市渡利字原 21 番地	024-523-2674	024-523-2674

市町村の関係機関と連絡先一覧

平成 年度版
(年月日作成)

	機関名	連絡先（担当者・電話番号等）	備考
市町村	母子保健担当		
	児童福祉担当		
	障がい福祉担当		
	教育委員会		
	子育て支援センター		
集団生活	保育所		
	認可外保育所		
	幼稚園		
	小学校		
県（保健福祉部）	保健福祉事務所		
	児童相談所		
県（教育庁）	教育事務所		
障がい福祉	障害児通園施設		
その他	民間団体		
	親の会		

VII 参考文献

～これらの参考文献は、本ガイドライン作成の参考にしたものですが、実際の発達障がい児の気づきと支援にもとても参考になりますので、御活用ください～

- 1 厚生労働省「軽度発達障がい児に対する気づきと支援マニュアル」 2007.1
- 2 乳幼児健康診査に係る発達障害のスクリーニングと早期支援に関する研究成果
～関連法令と最近の厚生労働科学研究等より～ 2009.3
- 3 子育て支援者のための発達障害入門 “気になる子” とそのサポートをめざして
発達障害の子どもへの理解と支援のための普及事業事業委員会 2008.3
- 4 自閉症のすべてがわかる本 佐々木正美 講談社 2008.4
- 5 家庭編アスペルガー症候群・高機能自閉症の子どもを育てる本 佐々木正美
講談社 2008.7
- 6 乳幼児健診ハンドブック その実際から事後フォローまで 平岩幹男
診断と治療社 2009.2
- 7 ふしぎだね！？自閉症のおともだち（発達と障害を考える本） 内山登紀夫
ミネルヴァ書房 2006.3
- 8 特別支援教育をすすめる本1 こんなとき、どうする？発達障害のある子への支援
●幼稚園・保育園 内山登喜夫 ミネルヴァ書房 2009.3
- 9 高機能自閉症・アスペルガー症候群「その子らしさ」を生かす子育て改訂版
吉田友子 中央法規出版 2009.6
- 10 DVD「親と教師のための自閉症の人が見ている世界～自閉症の人を正しく理解する
～」第1～第3巻 企画・制作・著作・発行：朝日新聞厚生文化事業団

VIII 参考資料

- 1 ふくしまサポートブック（福島県発達障がい者支援体制整備検討会編） 79
- 2 個別支援計画（試案）（福島県発達障がい者支援体制整備検討会） 81
- 3 特別支援教育コーディネーターハンドブック（福島県養護教育センター） 82
- 4 日本語版 M-CHAT 83
(出典：<http://www.ncnp.go.jp/nimh/jidou/aboutus/mchat-j.pdf>)
- 5 地域でつなごう、支援の輪～地域での支援体制整備の進め方～ 85

ふくしま サポートブックのご案内

サポートブックは発達障がいのある方が、いつでも誰からでも同じ支援を受けることができ、安心して社会生活ができるようになるための支援ツールです。

緑色の「プロフィール」について記入するページ、ピンク色の「サポート」について記入するページ、発達障がいの説明として「発達障害の理解のために」（厚生労働省発行）、コミュニケーション支援のための「コミュニケーション支援ボード」で構成されています。

サポートブックはご本人またはご家族の方が記入・管理します。支援を受けたいときに提示する内容もご本人またはご家族が決めます。



- サポートブックの様式は福島県発達障がい者支援センターのホームページからダウンロードできます。
必要なページを印刷して利用してください。

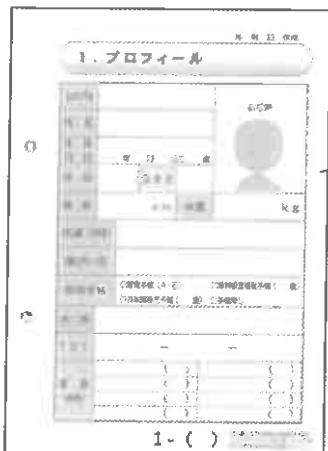
HP 発達障がい者支援センター 検索

- 書き方、使い方等についてのご相談を希望される方は下記までご連絡ください。

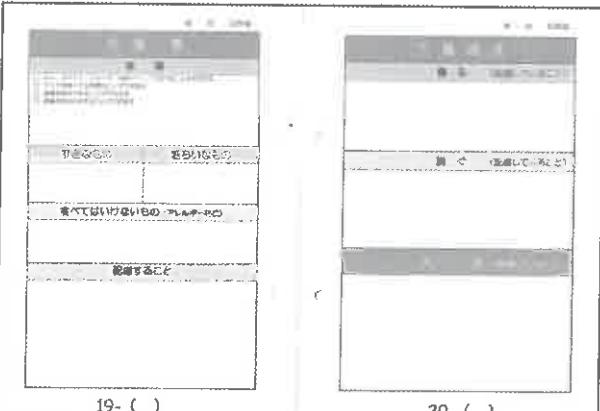
福島県発達障がい者支援センター

住所 〒963-8041 福島県郡山市畠田町字上ノ台 4-1
福島県総合療育センター 南棟 2 階
電話 024-951-0352 ファックス 024-951-0359
サポートブックの相談時間 8時30分～17時まで
土日・祝日・12月29日から1月3日までは休み

○「プロフィール」のページには氏名や住所、緊急時の連絡先やこれまで受けてきた支援や治療の経過、現在の行動の特徴や受けている支援について書きます。

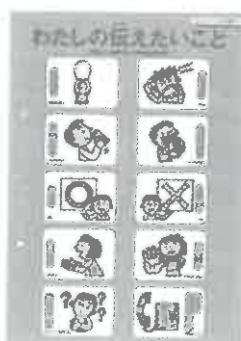


○「サポート」のページには支援を受けるときに支援者に気をつけてもらいたいことを書きます。どんな支援方法がご本人にとってよいか、ご本人やご家族が支援者に伝えたいことを書いてください。



19- ()

20- ()



○コミュニケーション支援ボードは言葉でのコミュニケーションが苦手な方を支援するツールです。伝えたいことがうまく伝わらないときに絵を指してやりとりをします。



○サポートブックはA5判のバインダーにはさんでお使いください。生活のいろいろな場面に携帯できます。必要などきに必要なページをバインダーにはさんで支援者に渡してください。

○ 支援者の方へ

- ・支援の際にサポートブックを渡されたとき、ご本人にとってよりよい支援をするために役立ててください。
- ・サポートブックをお持ちでない方への情報提供をお願いします。また、サポートブックの内容が充実するよう、サポートブックへの記入の方法や、記入された内容へのアドバイスについてご協力をお願いします。

ふくしまサポートブック

発行者 福島県

発行所 ☎960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

電 話 024-521-7171 ファックス 024-521-7929

H P

障がい福祉課

検索

編 集 福島県発達障がい者支援体制整備検討会

○ご使用方法以外のサポートブックに関する問い合わせは上記まで連絡をお願いします。

担当課 福島県保健福祉部障がい福祉課（在宅福祉担当）

参考資料2 個別支援計画（試案）について

個別支援計画（試案）について

個別支援計画は、発達障がいのある方やご家族を支援していくために、医療・保健・福祉・教育・労働など様々な分野の関係者が支援をしていくために開き、共通の視点に立つて連携をとりながら継続的に支援をしていくために作成・活用するものです。

この個別支援計画（試案）は発達障がいの方の相談支援の場面で活用していただくことを目的に作成し、「ふくしまサポートブック」と合わせて活用できるようになります。

発達障がいのある方の支援にご活用ください。

個別支援計画（試案）の構成

- アセスメントフェイスクート
発達障がいのある方の基本的な情報を整理するシートです。「ふくしまサポートブック」の「プロフィール」のページをそのまま活用できます。
- 現在の生活と将来の希望
発達障がいのある方と家族の現在の生活、将来の希望について把握し、個別支援計画に生かすためのシートです。
- アセスメントシート（相談支援編）
相談支援場面で個別支援計画を作成するときに活用するアセスマントシートです。
- 個別支援計画（相談支援編）
相談支援場面で作成する個別支援計画の様式です。

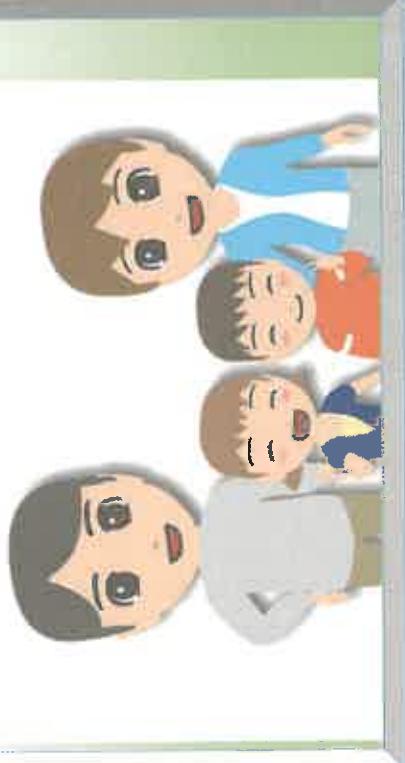
※様式については、以下のホームページからダウンロードできます。印刷してご使用ください。
http://www.mns.pref.fukushima.jp/pnp_portal/PortalService?let?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=000004&CONTENTS_ID=11005

【参考文献】

- 「実践ができる個別支援計画」 木全和巳・NPOをいち尾澤書センター編
「個別教育計画の理念と実践」 財団法人安田生命社会事業団/EPO研究会

個別支援計画

写真を貼って御利用ください。



氏名

ふりがな

ニックネーム

参考資料3 特別支援教育コーディネーターハンドブック

- ◆ 特別支援教育コーディネーターのために、役割や活動内容・取り組みの手順やポイント等を整理したハンドブックです。
- ◆ 具体的な役割や連携・調整の仕方等が分かりやすく書かれているため、特別支援教育コーディネーターでない方も、園内の支援体制の構築や実際の支援に活用でき、参考になります

特別支援教育 コーディネーターハンドブック

広げよう支援の輪



福島県養護教育センター

以下のホームページからダウンロードできます。

<http://www.special-center.fks.ed.jp/handbook.html>

参考資料 4

日本語版 M-CHAT (The Japanese version of the M-CHAT)

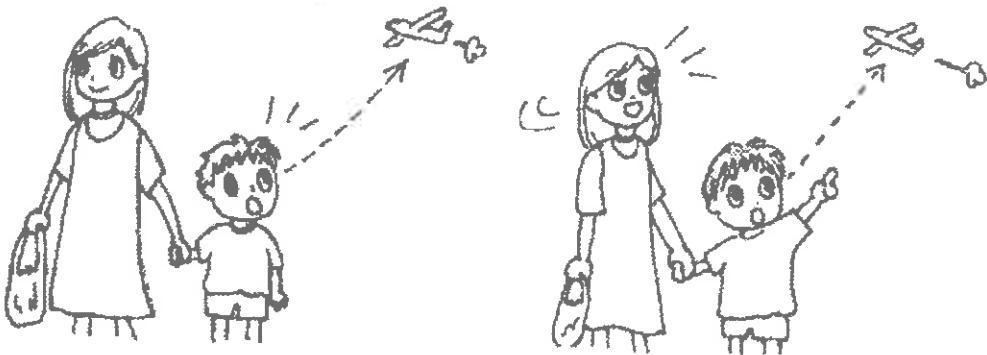
お子さんのひごろのよろこびについて、もっとも質問にあてはまるものを○で囲んでください。すべての質問にご回答ください。お子さんにはそのような行動をしないと思われる場合は(たとえば、1, 2度しか見た覚えがないなど)、お子さんはそのような行動をしない(「いいえ」を選ぶように)とご回答ください。項目7, 9, 17, 23については絵をご参考ください。

1. お子さんをブランコのように揺らしたり、ひざの上で揺ると喜びますか?	はい・いいえ
2. 他の子どもに興味がありますか?	はい・いいえ
3. 階段など、何かの上に這い上がることが好きですか?	はい・いいえ
4. イナ・イナ・イナ・バーをするとき喜びますか?	はい・いいえ
5. 電話の受話器を耳にあててしゃべるまねをしたり、人形やその他のモノを使ってごっこ遊びをしますか?	はい・いいえ
6. 何かほしいモノがある時、指をさして要求しますか?	はい・いいえ
7. 何かに興味を持った時、指をさして伝えようとしますか?	はい・いいえ
8. クルマや積木などのオモチャを、口に入れたり、さわったり、落としたりする遊びではなく、オモチャに合った遊び方をしますか?	はい・いいえ
9. あなたに見てほしいモノがある時、それを見せに持ってきますか?	はい・いいえ
10. 1, 2秒より長く、あなたの目を見つめますか?	はい・いいえ
11. ある種の音に、とくに過敏に反応して不機嫌になりますか?(耳をふさぐなど)	はい・いいえ
12. あなたがお子さんの顔をみたり、笑いかけると、笑顔を返してきますか?	はい・いいえ
13. あなたのすることをまねしますか?(たとえば、口をとがらせてみせると、顔まねをしようとしますか?)	はい・いいえ
14. あなたが名前を呼ぶと、反応しますか?	はい・いいえ
15. あなたが部屋の中の離れたところにあるオモチャを指でさすと、お子さんはその方向を見ますか?	はい・いいえ
16. お子さんは歩きますか?	はい・いいえ
17. あなたが見ているモノを、お子さんと一緒に見ますか?	はい・いいえ
18. 顔の近くで指をひらひら動かすなどの変わった癖がありますか?	はい・いいえ
19. あなたの注意を、自分の方にひこうとしますか?	はい・いいえ
20. お子さんの耳が聞こえないのではないかと心配されたことがありますか?	はい・いいえ
21. 言われたことばをわかっていますか?	はい・いいえ
22. 何もない宙をじいっと見つめたり、目的なくひたすらうろうろすることがありますか?	はい・いいえ
23. いつもと違うことがある時、あなたの顔を見て反応を確かめますか?	はい・いいえ

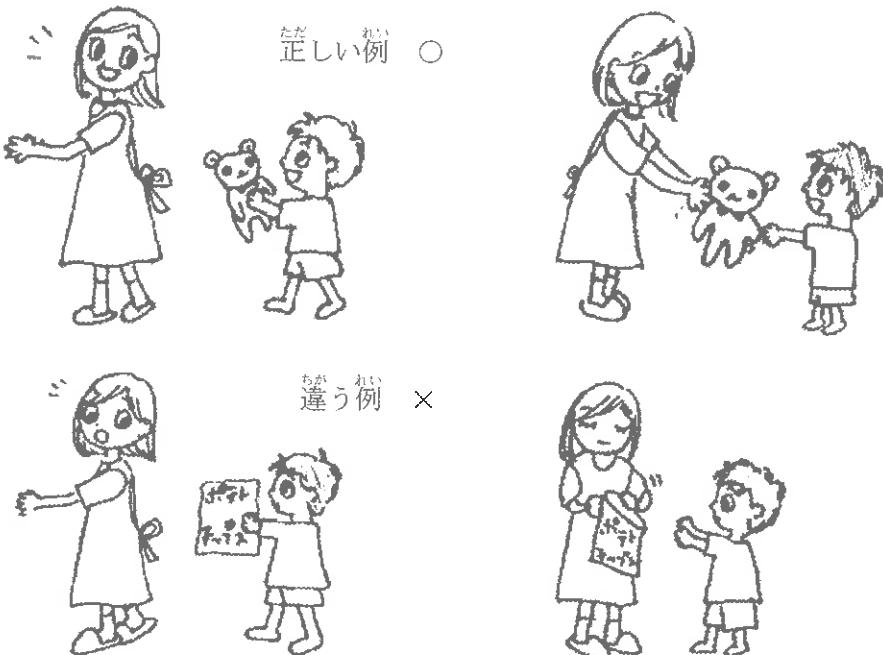
M-CHAT copy right (c) 1999 by Diana Robins, Deborah Fein, & Marianne Barton. Authorized translation by Yoko Kamio, National Institute of Mental Health, NCNP, Japan.

M-CHAT の著作権は Diana Robins, Deborah Fein, Marianne Barton にあります。この日本語訳は、国立精神・神経センター精神保健研究所児童・思春期精神保健部部長の神尾陽子が著作権所有者から正式に使用許可を得たものです。

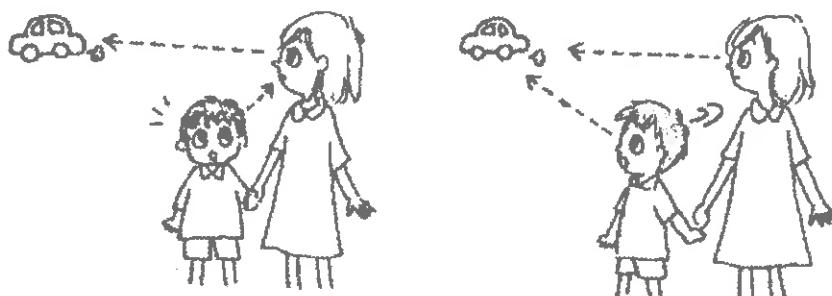
7. 何かに興味を持った時、指をさして伝えようとしますか？



9. あなたに見てほしいモノがある時、それを見せに持ってきますか？



17. あなたが見ているモノを、お子さんも一緒に見ますか？

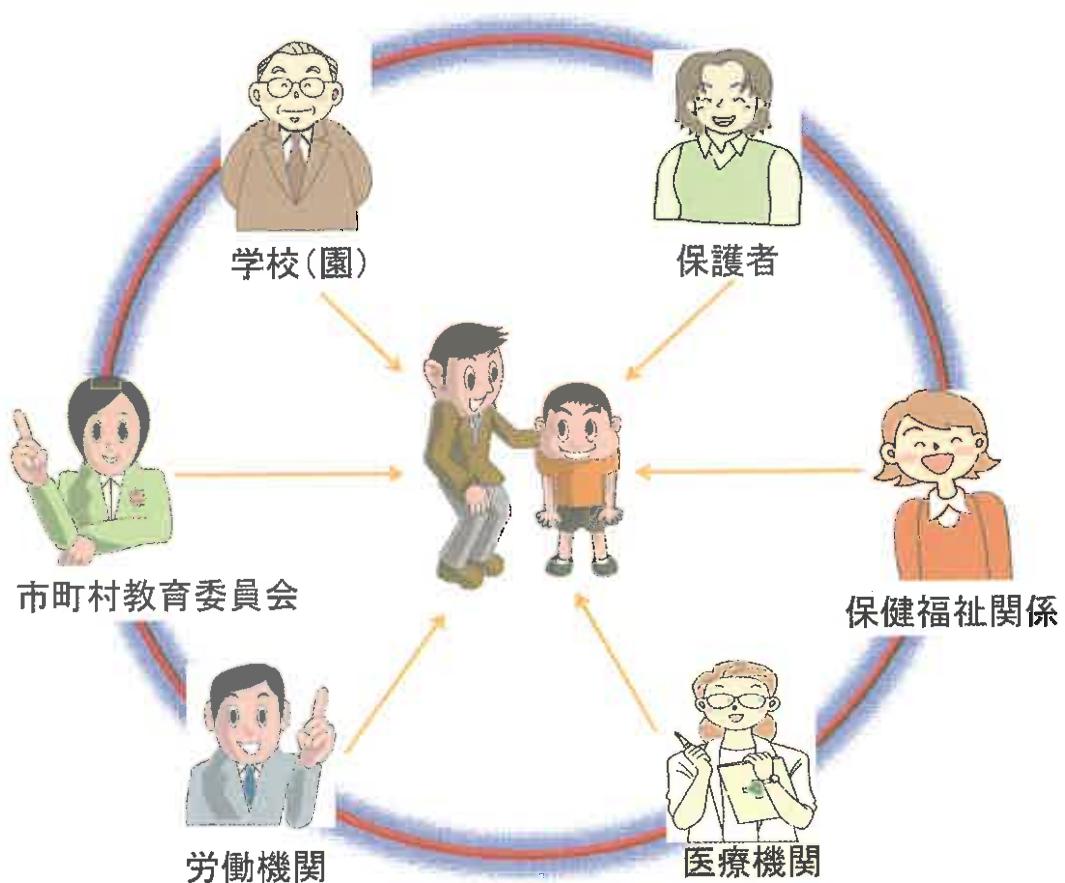


23. いつもと違うことがある時、あなたの顔を見て反応を確かめますか？



地域でつなごう、支援の輪

～地域での支援体制整備の進め方～



福島県教育庁特別支援教育課

活用にあたって

子どもたちは、障がいのあるなしにかかわらず、地域の多くの人々に見守られ、地域の人々との多様な経験をとおして学び、心身共に成長していきます。特に、障がいのある子どもたちは、地域での理解や協力が必要であり、ライフステージに応じた支援が求められています。

福島県教育委員会では、本県における特別支援教育の基本理念を「**地域で共に学び、共に生きる教育**」として、障がいのある子どもたちが地域で一貫した支援を受けることができるような体制の整備、地域の幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校において学ぶことができる環境づくりに取り組んでいます。

各地域においては、教育と保健福祉部局が連携協同して、「障害のある子どものための地域における相談支援体制整備ガイドライン（試案）」（平成20年3月、文部科学省・厚生労働省）を参考にして、支援体制の整備・充実に向けた取組みを推進しています。

支援体制整備・充実に向けた取組み

- 1 関係部局・機関・関係者のネットワークの構築
- 2 相談・支援のための全体計画（マスタープラン）の策定
- 3 地域における相談支援体制
- 4 関係機関の連携による相談・支援の実施
- 5 専門家の巡回による教職員への指導・助言や保護者への相談支援
- 6 関係機関の連携による「個別の支援計画」の策定
- 7 相談支援ファイルの作成・活用
- 8 関係機関の合同による研修会等の開催
- 9 相談・支援に関する情報の提供

具体的には、特別支援連携協議会や地域自立支援協議会子ども部会等のネットワークを設置したり、相談支援ファイルを作成して就学や学校での支援に活用したりなどの取組みが進められています。また、地域の方々へセミナーを開催して、特別支援教育に対する理解啓発を図っています。

そこで、各市町村で子どもたちを支援する取組みの参考にしていただき、支援の輪を広げてもらいたいと思いますので、今まで各地域で進めてきた支援体制整備の取組みについて御紹介します。

〈関係機関の連携による相談・支援の実施〉

関係機関が連携したケース検討会

～田村地方特別支援教育推進連絡会「サポネット田村」の取組み～

1 田村地方特別支援教育推進連絡会「サポネット田村」について

※サポネット：「サポート・ネットワーク」の略

平成18年に田村市・三春町・小野町で共同設置した組織です。

○サポネット田村委員：幼稚園・保育所、小・中・高等学校関係者、教育委員会担当、医師、児童福祉司、保健技師など 30名程度

○特別な支援を必要とする子どもの学びと生活を地域で支えていくための様々な取組みを行っています。

① 支援体制の整備及び支援方法の検討

- ・ サポネットファイルの作成と活用
- ・ ケース検討会
- ② 就学指導（訪問調査、審議）
- ③ 学校、保護者等への支援
- ・ 学校等への訪問支援（サポネット田村委員や県中教育事務所指導主事等）
- ④ 教員研修の充実
- ・ 委員研修
- ・ 支援員研修
- ・ 特別支援教育コーディネーター研修
- ・ 教職員研修
- ・ 管理職研修
- ・ 啓発セミナー
- ⑤ 地域・保護者への啓発
- ・ 特別支援教育啓発セミナー

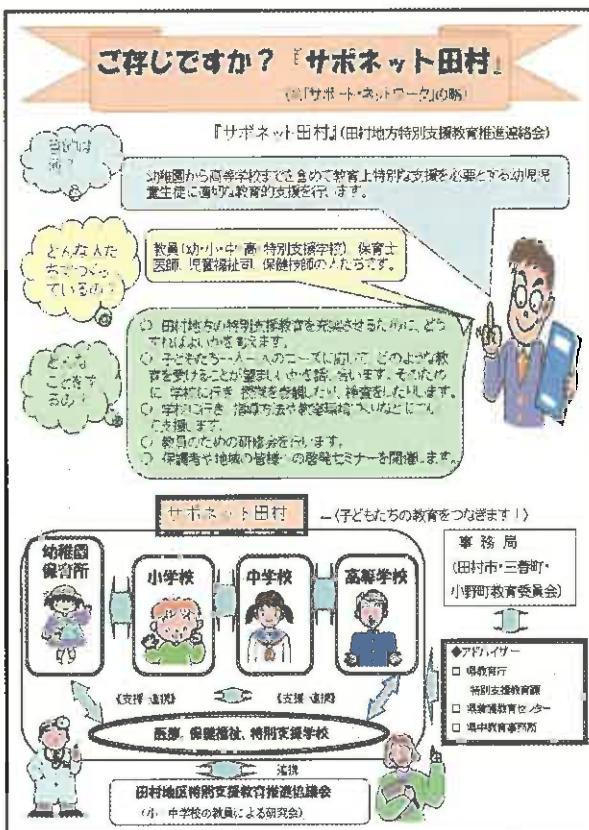
2 サポネットファイル

子どもと保護者の願いを受け止め、関係機関が共通認識の下に一貫した支援とその充実を図るために、個別の教育支援計画を含めた「サポネットファイル」が作成されました。すでに田村地区の各学校等や関係する機関には配付され、活用が進んできました（図1、2）。

「サポネットファイル」を活用することで、関係機関が連携を密にしながら、就学前から就労まで必要な支援が途切れなくつながっています。



〈図1 サポネットファイル〉



〈図2 リーフレット「サポネット田村」について〉

サポネットファイルの作成と活用

- ◇ 子どもの支援にかかわる人たちが、それぞれの願いや取組み（成果・課題）を共有し、共通認識に立った支援を行うためのものです。
- ◇ 具体的には、
 - ① 子どもの実態をできるだけ正確に把握します。
 - ② 保護者の願いを聞きます。
 - ③ 教育や医療、保健、福祉等の関係機関の支援状況を把握します。
 - ④ 保護者や学校、関係機関が連携しどのような支援を行うかを決めます。
 - ⑤ 支援の成果や課題を隨時確かめながらよりよい支援を考えていきます。

3 ケース検討会の実施

サポネット田村では、ケース検討会を年に3回行っています。ケース検討会は委員全体の特別支援教育に関する研修後に行われます。

平成23年度は、幼稚園、小・中学校に在籍する4名の子どもを抽出してケース検討会を行いました。ケースごとに支援班が組織され、各委員の専門的な視点から課題を整理し、支援策を検討しました。



〈支援班によるケース会議の様子〉

（1）趣旨等

- ① 「個別の教育支援計画」の作成・活用をとおして、より効果的な支援を行うための具体策や課題等を明らかにし実践を重ね、田村地区全体の特別支援教育の充実に資する。
- ② 具体的な支援の必要場面における課題等を把握・検討・整理することによって「サポネット田村」が効果的に機能するための方策を見出す。

（2）方法及び内容

支援班について（7～10名程度）

- ケース発表者（担任等）
- 所属する校種及び機関が異なる委員
- 専門的なサポートチーム（医師、児童福祉司、保健技師、特別支援学校教員など）
- アドバイザー（特別支援教育課指導主事、県中教育事務所指導主事、養護教育センター指導主事）

ケース検討会

1 課題等の整理

- ・ 担任等から子どもの様子や課題となることの説明
- ・ サポネットファイルや各種記録等をもとにした各委員の意見交換
- ・ 子どもの実態と課題の整理

2 具体的な支援の在り方や方向性などの協議

3 支援策の検討と提案

保育所・幼稚園、小・中学校等

- 提案された支援策を取り入れた実践
- 指導支援の経過や変容の整理

P D C A サイクル

指導支援の質的向上

（検討）

- 指導支援についての成果と課題
- 支援策についての評価と修正

4 ケース検討会訪問調査の実施

今年度からケース検討会の前に、支援班の委員が対象となる子どもの保育や授業を参観する「ケース検討会訪問調査」（以下、訪問調査）が導入されました。

ケース検討会訪問調査

委員が直接参観する。 → 子どもや担任が困ったり悩んだりしていることをより詳細に捉え、ケース検討会に生かす。

参観後には学校長等との意見交換の場を設定する。 → 校内支援体制整備の視点や保護者や地域との連携について検討する良い機会になる。

訪問調査後のケース会議（成果）

- 参観の様子から現在の指導支援の目標やかかわり方、環境設定等の妥当性が細かく検討された。
- 保護者や地域との連携を含め、より有効であると考えられる支援策がいくつか提案された。
- 授業において継続して支援する内容やその優先順位、修正を加える内容、あるいは学校全体でチームになって取り組むべき内容等を整理する機会になった。

5 サポネット田村委員の派遣

各保育所・幼稚園、小・中学校等において支援を必要とする子どもへの支援の在り方について、各校のニーズに応じて講師（サポネット田村の委員）を派遣し、各校の特別支援教育の充実をめざします。



〈授業参観による実態把握〉



〈事後協議会による検討〉

成果

- 組織的な体制を支援
- 具体的な支援による指導力の向上
- 校内の組織力の向上
- 保護者、関係機関との連携

6 サポネット田村と県中教育事務所が連携した支援

訪問調査とケース検討会に先立ち、サポネット田村の要請を受けて、県中教育事務所の指導主事が小学校訪問支援を行いました。そこで対象となった児童は、後のサポネット田村のケースとなり、ケース検討会と訪問調査が行われました。県中教育事務所の指導主事はいずれにも参加し、担任や学校への情報提供や助言を継続して行いました。

担任も学校も子どもをしっかりと支援しようと、熱心に取り組んでいました。しかし、悩みや課題があることも事実です。その悩みや課題の解決に向け、サポネット田村では次のような取組みを展開しています。

悩みや課題解決に向けた取組み

- ① 学校とサポネット田村が子どもの情報を共有をする。
- ② サポネット田村と県中教育事務所が連携して支援をする。
- ③ 訪問調査やケース検討会をとおして学校・担任の支援の質を高めていく。
- ④ 実践結果を検証し、さらに必要とされる支援を行う。

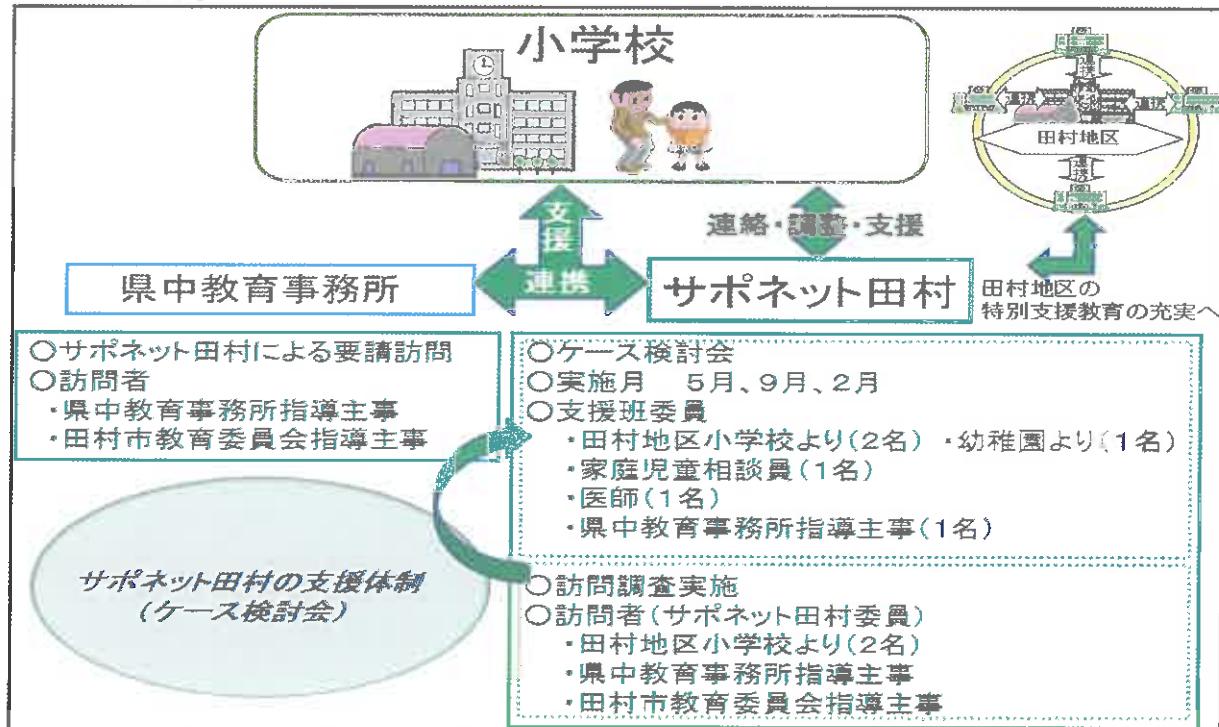
この一連の取組みは、まさに子どもの教育的ニーズに応じた指導支援の充実と、担任の指導力の向上に直結するものと考えます。同時に、管理職や同僚を含めたチーム支援体制づくり、子どもや保護者を地域の関係機関が支援するネットワークづくりに結びつくものとなっています。

7 終わりに

子どものより良い姿を支えていくサポネット田村の取組みは、田村地区全体の特別支援教育の充実に寄与するものであり、その体制づくりも着実に進んでいます（図3）。

このことは、田村地区の子ども一人一人の「地域で共に学び、共に生きる教育」がさらに推進されることにつながり、これからも成果が大いに期待されます。

今後もサポネット田村の取組みのさらなる充実に向けて、連携して支援していきたいと考えます。



〈図3 サポネット田村の学校等支援体制〉

〈関係機関の連携による「個別の支援計画」の策定〉

5歳児発達相談による子育て支援 ～三春町での取組み～

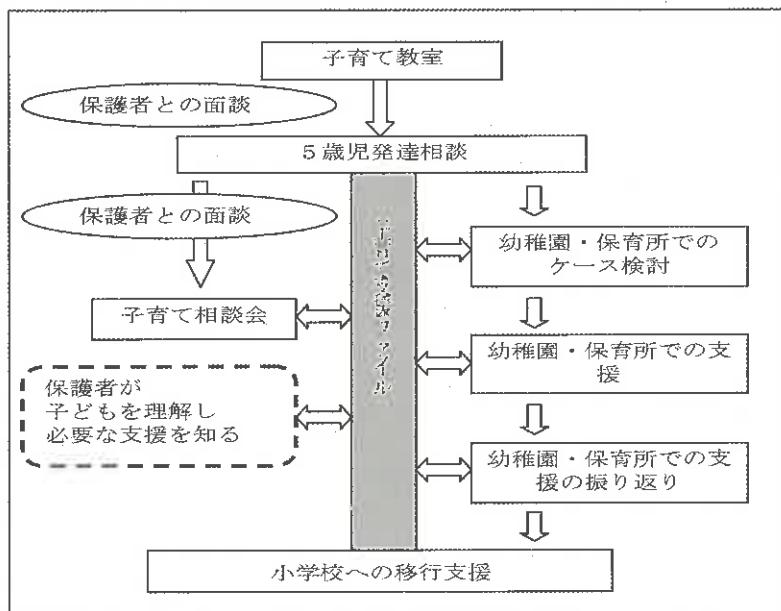
1 三春町の「子育て支援」の構想

三春町では、将来地域の担い手である子どもたちの健やかな成長を支援するのは、社会全体の責務と考え、「地域の子どもは地域で育てる」という共通認識の下に子育て支援を進めてきた。一方、保育現場では集団生活に適応することが苦手な子どもが目立ち始め、子育て支援の一環として5歳児発達相談事業が平成20年度からスタートした。

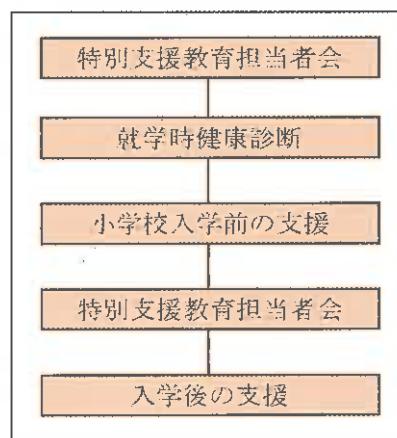
『子育て支援』、『幼児教育の充実』については、第6次三春町長期計画に示される基本計画のひとつ『夢を持ち豊かな心が育つまちづくり』のなかで、育児相談の場の充実やニーズに対応した幼稚園・保育所の運営などを明示している。

このなかで養護教育センターは、平成21・22年度幼稚園・保育所を中心にかかわってきた。

2 三春町子育て支援プロジェクト（図1・2）



〈図1 5歳児発達相談からの支援の進め方〉



〈図2 小学校への移行支援〉

(1) 5歳児発達相談の目的

家庭や保育所・幼稚園で困り感のある子どもに気づき、すべての子どもが安心して、スムーズに就学できるよう支援する。

5歳児発達相談をもとに、就学前教育・家庭教育の充実を図る。

- 保護者のニーズに合わせた保育サービスの実施
- 乳幼児や障がい児保育等に対応した保育所・幼稚園の運営

(2) 5歳児発達相談事業の実施

① 実施までの経緯

文部科学省モデル事業を実施していた鳥取県倉吉市と島根県松江市への先進地視察



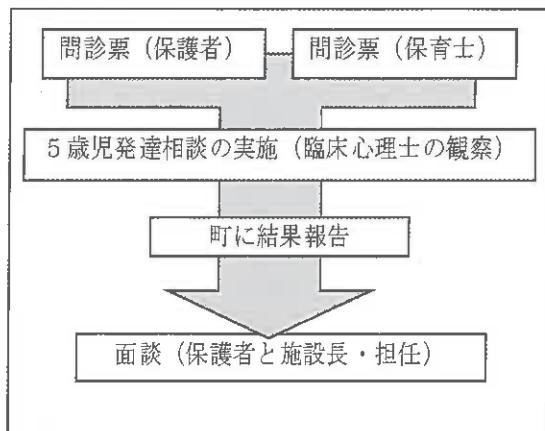
保健師・教育委員会・幼稚園保育所職員によるワーキンググループによる検討
(健診後の対応、小学校入学への移行等について検討など)



教育委員会（幼稚園・保育所を所管する）と保健福祉課が連携して実施

② 実施の仕方（図3）

- 対象：年中児
- 所属の幼稚園・保育所のなかでふだん通りの集団行動場面の行動観察を中心に行う。
- 町の保健師、保育士に加えA病院の臨床心理士がかかわっている。
- 観察に加え事前に保護者及び保育士に問診を行い、観察の様子を含め今後の対応を検討する。



〈図3 5歳児発達相談の実施の仕方〉

③ 成果

発達相談での指摘は障がいの有無の確認ではなく、就学へ向け子どもの理解や具体的なかかわり方を検討するきっかけとなることを大切にしている。保育所では保護者面談をする機会がとれないこともあるが、この発達相談を機に保護者と保育士が子どもの話をじっくりとできるようになった。

(3) 子育て教室の実施

発達相談の前に保護者を対象にした「子育て教室」を行っている。

- 5歳児発達相談の実施を説明する。
- 講演を行い、幼児期後期である5歳児の発達特徴とともに、具体的なかかわりや子育てなど子どもに応じた支援のあり方等を伝える。

3歳児健診以降の子どもの発達や親子のかかわり方について関心は高く、「この話を聞けただけでも、今日来た甲斐があった。」などの声が聞かれ5歳児発達相談の意義が確認できた。

(4) 発達相談後のフォローアップ

5歳児発達相談の結果にもとづくフォローでは、保護者と所属園が子どもの姿を共有することを丁寧に進めた。

進め方

- 発達相談前に所属園で1回目の面談を行う。
 - ・ 家庭と所属園での子どもの姿や保護者の子育てに関する悩みを共有
- 「子育て教室」で子ども一人一人の発達や子どもに応じた支援があるということの理解を図る。
- 発達相談後の面談では様々な場面での具体的な子どもの様子を共有する。
- 発達相談で指摘があった子どもについては「子育て相談会」を紹介する。

※ 「子育て相談会」では、発達相談に関わった臨床心理士、養護教育センター指導主事と保護者が直接子どもについて相談ができる。

（成果）

- 5歳児発達相談後子育てや子ども理解、就学へ向けた相談につながっている。
- 子どもの育ちや特徴、かかわり方、子育て等について、この発達相談をきっかけに保護者と保育士が話し合うことができるようになっている。

(5) 子育て支援ファイル「ほっと」(図4)

5歳児発達相談のときに保護者全員に子育てファイルを配付している。

- 特別な子どもだけが持つものではなく、すべての子どものすこやかな成長を願って、全員に配布することで保護者に積極的に受け入れられている。
- 母子手帳に加え、その後の成長過程を保護者が記録し、ファイルしていくことで、障がいのあるなしにかかわらず一貫した子育て支援のツールとすることが期待される。
- 特別な支援を必要とする子どもについては「個別の支援計画」等をファイルしていくことで具体的な支援策等の資料を蓄積していくことができる。



〈図4 子育て支援ファイル「ほっと」〉

(6) 「相談シート」による保護者との相談

発達相談後の対応で難しさを感じる部分は、保護者に結果を伝えることである。

発達相談を機会に、保護者が子どもの成長、いろいろな表情や行動の様子をつかめたことをチャンスと捉え、保健師と養護教育センターの話し合いにより「相談シート」(図5)を作成した。子ども理解に向けて、保護者と幼稚園が一緒に考えていく相談のツールである。

「相談シート」について

- 家庭や幼稚園で違って見える子どもの姿を把握し、共有する。
 - ・ できること、得意なこと
 - ・ 気になること、苦手なこと
- 個に応じた対応を具体的に考える。
- 保護者の願いを確認する。

相談シート		施設名 西春幼稚園
相談日 令和3年 月 日	午前 午後	担当者 西春幼稚園
子どもの特徴・家庭との関わり		子どもの特徴・家庭との関わり
できること・得意なこと		できること・得意なこと
気になること・苦手なこと		気になること・苦手なこと
できないこと・弱いところ		できないこと・弱いところ
保護者の願い		保護者の願い
保護者へのアドバイス		保護者へのアドバイス

〈図5 「相談シート」〉

3 幼児教育の充実に向けて

(1) 三春町における幼児教育の体制

三春町では幼稚園・保育所を一元化し教育委員会が所管している。研修は幼稚園・保育所合同で実施し、特別支援教育に関する研修派遣や障がいのある幼児への支援員の配置等についても積極的に行っている。子育て支援センターを1保育所内に設置し、専任の保育士および保健師が常駐している。

5歳児発達相談実施に関連して、対象となる年中児を担任する保育士の研修や連絡会を行うとともに、幼稚園だけでなく各保育所においても特別支援教育コーディネーターを指名している。

(2) 支援の充実に向けた取組み

5歳児発達相談の結果、障がいの有無にかかわらず支援を必要とする幼児が町内の全ての幼稚園・保育所に在籍していることが明らかとなった。

子どもへの具体的な支援内容・方法に加え、保護者との連携が課題であった。全ての幼稚園・保育所で一人一人に応じた支援ができるように、養護教育センターの指導主事が各園に出向いて子ども理解と対応を一緒に考えた。

① ケース検討会の実施

具体的な場面を捉えて、その時の状況を整理し子どもの気持ちや考えを推測することを繰り返し行ってきた。次第に子どもはどうしたかったのか、何に困っているのか等の協議が深まっていった。保育士同士で様々な見方や意見を出し合うことで、新たな視点から子どもを捉え直したり支援策を出し合ったりすることができた。

「一人で考えると主観的になり、偏った視点でとらえてしまう。ケース会での何気ない質問や感想が根本的な部分を見直すきっかけとなったこともある。」との感想があった。

② 「個別の支援計画」(図6)の作成

ケース会で話し合ったことが「個別の支援計画」の内容になる。作成した支援計画をもとに子どもとのかかわりを見直して修正・加筆していくことが重要である。

「個別の支援計画」をもとに、保護者との相談や懇談、日常の送迎の際に、保育場面での子どもの様子、具体的な支援の内容、子どもの変容を伝えるとともに、保護者の話を聞くことが、「個別の支援計画」の内容を共有することにつながる。

③ 支援場面の実際

幼稚園・保育所では、個に応じた支援を集団保育の中に組み入れ、子どもたちが自分でわかつて取り組めるように、必要に応じて言葉をかけたり、活動の順番を配慮したりなど、個に応じた支援を工夫している。さらに個別の支援を必要とする場面では、支援員等による個別のかかわりを行っている。

4 小学校への移行支援

(1) 三春町特別支援教育担当者会

町内の幼稚園・保育所・小学校・中学校の特別支援担当者及び特別支援教育コーディネーター、保健師で組織される。毎年3回の計画で、特別支援教育に関する研修と児童生徒に関する情報交換を主な目的としている。

- 保健師、保育士、学校教員等のネットワークの構築
- 障がいの有無にかかわらず支援を必要とする子どもの情報交換
- 研修会の実施
- 特別支援教育の充実に向けて特別支援教育担当者会ワーキンググループの実施
 - ・ 三春町教育委員会が中心となり、幼稚園、保育所、小・中学校代表と保健師、県中教育事務所指導主事等がメンバー。
 - ・ 三春町の特別支援教育の現状や課題について話し合い、担当者会の進め方、今後の推進の仕方を検討。

(2) 幼稚園・保育所と小学校の連携

小学校への就学については、幼稚園・保育所で作成した「個別の支援計画」をもとに行われる。小学校では、全職員に情報提供を行い共通理解した上で就学健康診断を実施している。実施にあたっては、視覚支援や母子同伴などの個に応じた配慮を行い、全ての子どもを観察し必要な相談ができる体制を整えている。

入学前に、小学校の担当者が幼稚園や保育所を訪問して児童の様子を参観している。また、希望者には保護者や児童の学校見学を実施している。引き継ぎの情報に応じて学習環境の整備も行っている。

〈図6 個別の支援計画〉

福島県発達障がい児「気づきと支援」ガイドライン

平成24年 3月発行

福島県 保健福祉部 児童家庭課

TEL 024-521-7174 FAX 024-521-7747

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号